

反障害通信

19. 3. 15

77 号

障害の各モデルとその関係性ーエクセル表とその文章化

障害の各モデルとその関係性

	障害の医学モデル（個人モデル）	「障害の社会モデル」	障害の関係モデル
定式	障害者が障害を持っている	障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに創った障壁と抑圧である（社会が障害をもっている）	障害は関係性の中で「「障害者」が障害をもっているもの」として現れる。あくまで関係性の問題である
'障害者'の日本語表記	障害者 障がい者 など	「障害者」	仮に「障害者」
「障害者」の英語表記	persons with disability	disabled people	仮に disabled people
理論の始まり	資本主義社会と共に始まった一般的通念	イギリス障害学の第一世代が提起	日本において1970年代に使っていたひともいた。わたしも改めて提言
WHOの障害規定	impairmentの論理そのもの	ICIDHから転換に失敗	ない。新しい障害規定として提出
ベーシックインカムの理論との関係	ベーシックインカムー基本所得保障は資本主義社会の論理の個人モデルと矛盾する	ベーシックインカムも検討すること	基本所得保障ではなく、基本生活保障を!
現行の障害関係法規での関係	実質、現法規の論理	「社会モデル」を取り入れているとしているが、実は原理的には取り入れられていない	現社会体制（資本主義社会）では受け入れられない
労働能力との関係	能力は個人がもっている	能力は社会的富としても考えなければならない	能力は関係性を抜きにして実体主義的にとらえるのは誤りである
「障害者」福祉の論理	恩恵としての福祉	権利としての福祉?	福祉概念自体の止揚
特許制度のとらえ方	特許は個人の発明など、知的所有権として尊重せねばならない	? 特許は社会的富の問題としても考えなければならない	知的蓄積は社会的歴史的蓄積としてとらえ、特許制度は廃止すること
ヘーゲル弁証法	テーゼ	アンチ・テーゼ	ジーン・テーゼ
背景となる世界観	近代的個我の論理	実体主義から逃れ得ていない過渡の理論	関係の第一次性
社会体制との関係	資本主義的社会体制	過渡の社会理論	反資本主義社会（共産主義的社会?）

(エクセル)行(横軸)から列(縦軸)の規定

(1) 障害の医学モデル(個人モデル)

- ・定式として、「障害者が障害をもっている」
- ・‘障害者’の日本語表記は、「障害者 障がい者 など」
- ・「障害者」の英語表記は、「persons with disability」
- ・理論の始まりとして、「資本主義社会と共に始まった一般的通念」
- ・WHOの障害規定では、「impairment そのもの」
- ・ベーシックインカムの理論との関係は、「ベーシックインカム基本所得保障は、資本主義社会の論理の個人モデルと矛盾する」
- ・現行の障害関係法規での関係は、「実質、現法規の論理」
- ・労働能力との関係は、「能力は個人がもっている」
- ・「障害者」福祉の論理は、「恩恵としての福祉」
- ・特許制度のとらえ方は、「特許は個人の発明など、知的所有権として尊重せねばならない」
- ・ヘーゲル弁証法での位置は、「テーゼ」
- ・背景となる世界観は、「近代的個我の論理」

- ・社会体制との関係は、「資本主義的社会体制」

(2)「障害の社会モデル」

- ・定式として、「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに創った障壁と抑圧である（社会が障害をもっている）」
- ・‘障害者’の日本語表記は、「「障害者」」
- ・「障害者」の英語表記は、「disabled people」
- ・アクセス保証理論の始まりとして、「イギリス障害学の第一世代が提起」
- ・WHOの障害規定では、「ICIDH からの転換に失敗」
- ・ベーシックインカムとの関係は、「ベーシックインカムも検討すること」
- ・現行の障害関係法規での関係は、「「社会モデル」を取り入れているとしているが、実は原理的には取り入れられていない」
- ・労働能力との関係は、「能力は社会的富としても考えねばならない」
- ・「障害者」福祉の論理は、「権利としての福祉？」
- ・特許制度のとらえ方は、「？特許は社会的富の問題としても考えなければならない」
- ・ヘーゲル弁証法での位置は、「アンチ・テーゼ」
- ・背景となる世界観は、「実体主義から逃れえていない過渡の理論」
- ・社会体制との関係は、「過渡の社会理論」

(3)障害の関係モデル

- ・定式として、「障害は関係性の中で「「障害者」が障害をもっているもの」として現れる。あくまで関係性の問題である」
- ・‘障害者’の日本語表記は、「仮に「障害者」」
- ・「障害者」の英語表記は、「仮に disabled people」
- ・理論の始まりとして、「日本において 1970 年代に使っていたひともいた。わたしも改めて提言」
- ・WHOの障害規定では、「ない。新しい障害規定として提出」
- ・ベーシックインカムとの関係は、「基本所得保障ではなく、基本生活保障を！」
- ・現行の障害関係法規での関係は、「現社会体制(資本主義社会)では受け入れられない」
- ・労働能力との関係は、「能力は関係性を抜きにして実体主義的にとらえるのは誤りである」
- ・「障害者」福祉の論理は、「福祉概念自体の止揚」
- ・特許制度のとらえ方は、「社会的歴史的蓄積としてとらえ、特許制度は廃止すること」
- ・ヘーゲル弁証法での位置は、「ジーン・テーゼ」
- ・背景となる世界観は、「関係性の第一次性」
- ・社会体制との関係は、「反資本主義社会（共産主義的社会？）」

(エクセル)列(縦軸)から行(横軸)の規定

(a) 定式

- ・障害の医学モデル(個人モデル)では、「障害者が障害をもっている」

・「障害の社会モデル」では、「障害とは、社会が「障害者」と規定するひとたちに創った障壁と抑圧である（社会が障害をもっている）」

・障害の関係モデルでは、「障害は関係性の中で「「障害者」が障害をもっているもの」として現れる。あくまで関係性の問題である」

(b) 「障害者」の日本語表記

・障害の医学モデル(個人モデル)では、「障害者 障がい者 など」

・「障害の社会モデル」では、「「障害者」」

・障害の関係モデルでは、「仮に「障害者」」

(c) 「障害者」の英語表記

・障害の医学モデル(個人モデル)では、「persons with disability」

・「障害の社会モデル」では、「disabled people」

・障害の関係モデルでは、「仮に disabled people」

(d) WHO の障害規定

・障害の医学モデル(個人モデル)では、「impairment そのもの」

・「障害の社会モデル」では、「ICIDH からの転換に失敗」

・障害の関係モデルでは、「ない。新しい障害規定として提出」

(e) ベーシックインカム理論との関係

・障害の医学モデル(個人モデル)では、「ベーシックインカム基本所得保障は、資本主義社会の論理の個人モデルと矛盾する」

・「障害の社会モデル」では、「ベーシックインカムも検討すること」

・障害の関係モデルでは、「基本所得保障ではなく、基本生活保障を！」

(f) 現行の障害関係法規での関係

・障害の医学モデル(個人モデル)では、「実質、現法規の論理」

・「障害の社会モデル」では、「「社会モデル」を取り入れているとしているが、実は原理的には取り入れられていない」

・障害の関係モデルでは、「現社会体制(資本主義社会)では受け入れられない」

(g) 労働能力との関係

・障害の医学モデル(個人モデル)では、「能力は個人がもっている」

・「障害の社会モデル」では、「能力は社会的富としても考えねばならない」

・障害の関係モデルでは、「能力は関係性を抜きにして実体主義的にとらえるのは誤りである」

(h) 「障害者」福祉の論理

・障害の医学モデル(個人モデル)では、「恩恵としての福祉」

・「障害の社会モデル」では、「権利としての福祉？」

・障害の関係モデルでは、「福祉概念自体の止揚」

(i) 特許制度のとらえ方

・障害の医学モデル(個人モデル)では、「特許は個人の発明など、知的所有権として尊重せねばならない」

・「障害の社会モデル」では、「？特許は社会的富の問題としても考えなければならない」

・障害の関係モデルでは、「知的蓄積は社会的歴史的蓄積としてとらえ、特許制度は廃止すること」

(j) ヘーゲル弁証法

- ・障害の医学モデル(個人モデル)では、「テーゼ」
- ・「障害の社会モデル」では、「アンチ・テーゼ」
- ・障害の関係モデルでは、「ジーン・テーゼ」

(k) 背景となる世界観

- ・障害の医学モデル(個人モデル)では、「近代的個我の論理」
- ・「障害の社会モデル」では、「実体主義から逃れえていない過渡の理論」
- ・障害の関係モデルでは、「関係性の第一次性」

(l) 社会体制との関係

- ・障害の医学モデル(個人モデル)では、「資本主義的社会体制」
- ・「障害の社会モデル」では、「過渡の社会理論」
- ・障害の関係モデルでは、「反資本主義社会（共産主義的社会？）」

(み)

(『反障害原論』への補説的断章 (31)」としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 77 号」アップ(19/3/15)

◆ホームページ→「Ⅲ.文書」→A.反障害関係文書→「『反障害原論』の補説的断章」への草稿群→[「障害の社医学モデルと「社会モデル」の統合という錯誤」](#)をアップしました。

◆ホームページの大幅な更新作業に入っています。5月ころには、見やすくなったものになります。

読書メモ

今回は、障害問題関係の雑誌『季刊 福祉労働』の読書メモ、集中学習第二弾です。一度きちんと読もうと、目次を引用してのメモをとったので、またまたかなりの分量です。

今、昨年末に出された立岩本を読んでいます。これは歴史研究の後に回そうかと思っていたのですが、メルクマールになる本のように急遽挟み込みました。その本の中で、榊原賢二郎さんという若手のひととの議論があり、その榊原さんの本を読み、『障害学研究 14』の立岩さんの書評榊原さんのリプライを読んで、立岩さんの2冊目の本へと進みます。『障害学研究』も積ん読しているので、歴史の勉強をしながら、併読しようかとも思っています。意識が今の状態を維持して学習が続けられても、100歳を超えても読書計画が終わりませんー

・『季刊 福祉労働 160 号 特集:地域で暮らす足場としての住まいの問題』現代書館 2018
雑誌積ん読していたもの、集中学習の4冊目です。

住まいの問題、これは貧困の問題とつながって民衆のネットワークの基底的な課題、わたし自身一時的にホームレスになった経験がなんどかあり、また 60 歳近くになってアパートの取り壊しで引っ越しするときに、いろいろ策を労してギリギリ軋轢なくすべりこんだのですが、もう一回、引っ越しになると、これは大変なことになると思っていたりしました。で、そのことも含めて、当事者的な立場も含んで、草の根の運動に関わる、創り出すことなのですが、からだか四つか五つほしいと思っている状況です。現実におきたときに、あわてて動いていくことになるのかなと、いつも後追いになってしまうことに内心忸怩たる思いを抱いています。

見開き写真・文 木下 努「名古屋城木造天守にエレベーター設置を！」

名古屋城を木造で改築しようという中で、エレベーターを付けないで、代替え案で出ているのですが、車いす使用者でもいろんなひとがいるということを理解出来ない空論になっています。今、運動が起きていて、それを紹介してくれています。

特集：地域で暮らす足場としての住まいの問題

稲葉 剛「日本の「住まいの貧困」問題」

著者は、生活困窮者の支援に関わってきたひとです。この草の根の運動は他の運動と結びついていくと国家の枠組みを超えた運動になっていくのではという思いをいただきました。さっそく切り抜きです。

「全国のホームレス数は二〇〇三年の二万五二九六人（厚生労働省調査）をピークに、減少に転じていくことになる。今年一月の調査では四九七七人と、初めて五千人を割り、ピーク時の五分の一まで減少したことになる。」9-10P、ただし、「（東京工業大学の研究者と学生を中心とする市民グループ「ARCH」が）二〇一六年から二〇一七年にかけて実施した「東京ストリートカウント」では、東京の中心部の一〇区において一四一二人のホームレスを確認できたという。これは二〇一六年八月の東京都調査において同エリアで確認できた人数（五六二人）の約二・五倍にあたる。」10P、さらに「路上生活にはいたっていないものの、ネットカフェや友人宅など「路上生活一歩手前」とも言える場所で寝泊まりをしている生活困窮者の相談が増えていったのである。」11P、「今年一月二十六日、東京都はネットカフェなどで暮らす「住居喪失者」、いわゆる「ネットカフェ難民」の実態調査の結果を発表した。それによると、都内のネットカフェ、漫画喫茶、サウナ、カプセルホテルなどをオールナイト利用している人のうち、住居を喪失しているか、喪失するおそれがあると見られる人は約四千人。年齢別には三十代が三八・六%と最も多く、二十代（一二・三%）を合わせると、若年層が全体の半分を占めていた。「住居喪失者」平均月収は一二万円。お金がないときには路上生活をしている人も四三・八%もいて、かなり厳しい暮らしぶりがうかがわれる。」14-5P

（高齢者への入居差別）「高齢者の入居に拒否感をもつ家主の割合を現在の六割から二〇二〇年度までに半減させる、という目標値が掲げられた／この「六割」という数値は、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会が二〇一〇年十一月に実施した「高齢者の入居に拒否感のある賃貸人の割合が五九・二%にのぼる」という調査結果に由来していたが、皮肉なことに「中間とりまとめ」が発表された後の二〇一五年十二月に実施された同様な調査では、「拒否感ある賃貸人の割合」が七〇・二%までに上昇してしまった。」15P

（障害者への入居差別）「高齢者同様、厳しい入居差別にさらされているのが障害者である。前述の日本賃貸住宅管理協会による二〇一五年の調査結果でも、障害者のいる世帯の入居

に「拒否感がある」と答えた賃貸人の割合は七四・二%にのぼっている。二〇一〇年調査では五二・九%だったので、五年間で二一・三%アップしてしまったことになる。」16P

「障害者差別解消法が施行されたことにより、こうした「明文化された形での入居差別」は今後、なくなっていくと思われる。だが、本当に障害者は民間賃貸住宅に入居しやすくなるのだろうか。法律の効果により、「明文化された形での入居差別」は根絶されるだろうが、「明文化されない、明示されない形での入居差別」はなくならないのではないか、と私は懸念している。」17P

「こうした「住まいの貧困」を解消するため、私は二〇〇九年、生活困窮者支援や住宅運動に取り組んできた関係者とともに、「住まいの貧困に取り組むネットワーク」を設立し、住宅政策の転換を訴える社会運動を展開してきた。そして、私たちの働きかけもあり、二〇一七年四月、住宅セーフティネット法が国会で可決・成立した。」18P「だが、この「新たな住宅セーフティネット制度」は課題山積である。空き家の登録制度は二〇一七年十月にスタートしたが、制度開始から約九ヶ月が経過した時点（二〇一八年七月二十六日時点）で、全国の登録数は一二四件、一四〇戸にとどまっており、国土交通省が掲げる「二〇二〇年度末までに一七万五千戸の登録住宅をつくる」という目標達成にはほど遠い状況にある。」19P

「「住まいの貧困」の解消に向けた動きがなかなか進まない背景には、社会に根強い自己責任論がある。」19P「このような自己責任論は、貧困対策全般のブレーキ役になっているが、特に住宅問題については、「住まいの確保は個人の努力行うべき」という社会意識が強いと私は感じている。政府の責任に関する大規模な社会調査では、「住宅の提供」を政府の責任と考える人は三九・七%（二〇一〇年）にとどまり、「医療」（八六・四%）「失業者の生活保障」（八〇・七%）の半分以下となっている。／私は以前から「日本における住宅問題の位置づけは、アメリカでの医療問題に似ている」と指摘してきた。健康の維持を自己責任と考え、公的な医療保険制度の導入に批判的な人が多いアメリカ社会は、私たちにとっては奇妙な社会に見える。しかし、その私たちも住宅については自己責任論を疑問に思わない傾向にある。こうした現状について、今年七月に亡くなられた早川和男神戸大学名誉教授は、「日本人は住宅に公的支援がないことに疑問を感じない。マインドコントロールにかかっているようなものだ」と指摘されてきた。」20P

東條 旭「新たな住宅セーフティネット制度について」

著者は国土交通省の役人です。「住宅確保要配慮者」の問題の論攷です。こういう言い方自体が、「自己責任論」になっていると思うのですが。

「「住宅確保要配慮者」とは、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に何らかの支障があり、配慮が必要な方々のことをいう。この住宅確保要配慮者は今後増加していくことが見込まれており、例えば、単身高齢者は今後一〇年間で約六百万世帯から百万世帯増加し、七百万世帯になると予想されている。」21P

「住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については、依然として応募倍率が高い状況にあるものの、ストックの状況は、二〇〇五年の二一九万戸から二〇一四年には二一六万戸に減少しており、今後も大幅な増加は見込めない状況にある。／一方で、民間の空き家。空き室は、総務省の住宅・土地統計調査によると、二〇〇三年の六五九万戸から、二〇一三年には八二〇万戸と増加傾向にあり、今後も増加することが予想されている。」21-2P

「賃貸住宅に入居する際には、以前は賃貸人から連帯保証人を求められることが一般的であったが、近年は高齢者の単身世帯の増加や人間関係の希薄化などを背景に、家賃債務保証会社の保証を求められるケースが増加している。」22P

「新たな住宅セーフティネット制度は、／①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度／②専用住宅の改修や入居者への経済的な支援／③住宅確保要配慮者に対する移住支援／の三つの大きな柱から成り立っている。」22-3P

「住宅確保要配慮者の範囲は低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯と法律で定められている。」「これらに加えて、省令において、例えば、外国人、DV被害者、生活困窮者等が定められている。さらに、地方公共団体が供給推進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者を追加することができ、例えば、U I J ターンによる転入者などを追加することが想定される。」23P

「家賃債務保証業者や居住支援法人が、登録住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して家賃債務を保証する場合に、住宅金融支援機構がその保証を保険する仕組みも創設された。」

27P

岡山祐美・高橋慎一・土田五郎「住まうことの手前にあるもの——重度身体障害者と住まいの問題」

自分が困った経験から他者支援に入ったひと（岡山さん）、J C I Lの運動から住宅支援の運動に関わってきたひと（土田さん）との対談と、そのまとめ（高橋さん？）

岡山「私も土田さんの活動のすべては知らなかったのですが、ご自分の生活の必要に根ざして、具体的に改善させてもらっていますね。すごいです。」

岡山「不動産会社は不当な理由で住宅斡旋を断ってはいけないということが、障害者差別解消法の対応指針に明確に書かれています。しかし管理会社にはそのような法律の適用がないことがわかりました。不動産会社からしたら、管理会社から物件を紹介してもらえなくなったら困るので、管理会社には強く言えません。これでは差別をやり放題だと思います。」 33P

運動の課題「日本の住宅政策は、持ち家中心施策であると言われる。他の先進国と比較して、公営住宅は少なく、所得格差の拡大を背景に住まいの貧困も広がっている。しかし、重度身体障害者の車いす使用者は住まいの貧困化の手前でずっと差別を受けてきた。くやしい思いをする人がいなくなるにはどうしたら良いのか。（一）現状の公営住宅車いす専用住戸のバリアを公的資金で取り除けるように法制度を改正する。／（二）障害当事者と大家や管理会社が直接向き合って理由説明や対話を行えるように法制度を改正する。／（三）改正住宅セーフティネット法を検証して準公営住宅を効果的に運用する。／負けない闘いを続けたい。」 36P

末永 弘「知的障害者を巡る住まいの問題」

「こちらで引っ越し費用を負担し、開いた部屋はうちの事業所で借りるという条件で、逆に隣の方に引っ越ししてもらうことはできませんか？」と無茶な提案をしたことがありました。」 44P

（大塚英志氏の引用）「そもそも「シェア」と「社会」は同義のはず。近代化の過程で、自由主義経済がもたらす貧困や格差の問題を「社会問題」と呼び、それは解決の責任が社会にあるという意味でした。社会とは本来責任をシェアする場です。そしてシェアした責任を遂行するシステムが「国」です。それがいまは、格差も貧困も自己責任論がまかり通っています。N P Oや民間の善意に任せ、国がシェアすることを忌避しようとする社会問題があまりにも多い。（二〇一八年六月十五日付『朝日新聞』朝刊）」 44P・・・「〇〇の社会モデル」 なにもしないと国家の共同幻想が崩壊。

日塔龍也「私たちはひとり暮らしを始めた——精神障がいのある人の住まい選びと引っ越し」

わたしが引っ越しをしようとして不動産会社を当たっていたときに、わたしが「障害者」関係の運動に関わっているというはなしをしていたら、「精神のひとが一番難しいのですよ」というはなしが出ていました。まさにそのようなことを彷彿させる論攷です。

矢田尚子「高齢者を巡る住まいの現状と法的課題」

制度に関する情報を学者の立場から論攷してくれています。

「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、……（後略）」 52P・・・こういう発想はまさに現社会の政策的ことば、こういう論理では、法的用語的にいえば「基本的人権が保障されない」仕組みなのです。これが「合理的配慮」などという言葉にもつながっているのですが、そのあたりの矛盾を暴き出して行ってほしいのですが。

「わが国の戦後の住宅政策の中心は中間層の持ち家取得の支援にあった。そのため、住まいの確保は、「個人の甲斐性」という考え方が強く、事実、わが国の高齢者の持ち家率は高水準（八割超）をキープし、高齢者の「自宅」といえば持ち家がまずは想起される」 53P

「配偶者居住権」－「所有権でも賃借権でもない新たな利用権」 53P・・・結局、資本の不動産の収奪ではないでしょうか

「要介護が進につれ、介護保険外サービスの利用も増やさざるをえない状況も実際には起きてくる。その場合、家族等の支援なくして最期まで自立して自宅での暮らしを継続することは、たとえ持ち家であっても難しい。」53P・・・？現在の福祉の体制ではという意味。

「要介護度が進んだときの住まいとして浮上してくるのが、「施設系サービス」である。施設系サービスとは、原則、当該施設と入所契約を結ぶことで、居住と一体的に包括的なケアを直接施設職員から受けられる住まいをいう。公的な介護施設〔介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（二〇三三年度末廃止）、介護医療院（二〇一八年四月から新設）〕のほか、民間事業者が主に運営する認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設〔介護保険制度の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた、養護老人ホーム（介護型）、軽費老人ホーム（ケアハウス）（介護型）、介護付き有料老人ホーム（以下、介護付きホーム）、サービス付き高齢者向け住宅（以下、サ高住）等〕が該当する。しかし財政難の折、需要に見合うだけの公的な施設系サービスの整備（新設）は望めない状況にある」53-4P・・・現在の福祉の貧困状況を追認する論攷でしかありません。何のために「地域で生きる」としたのでしょくか？

「サ高住とは、地域の介護・医療と連携しつつ、生活支援等のサービスを入居者（原則六〇歳以上の者）に提供するバリアフリー構造の住まい（ほとんどが賃貸住宅）であって、高齢者住まい法で定められた一定の基準を満たして都道府県に登録された物件をいう（高齢者住まい法第五条）。その登録基準はハード面（設備）が主であり、ソフト（サービス）面は状況把握（安否確認）と生活相談サービスのみ必須となっている。しかし実際のサ高住のほとんどは、必須サービスのみならず、住宅型ホームと同じく、食事等の生活支援サービスも提供しているうえに、訪問介護事業所等を併設、隣接し、まさに施設類似の住まいになっている。したがって、要介護時は、入居者は外部の介護事業者が提供する介護サービスを利用することにはなっているが、実際のところは運営事業者（もしくは関連会社）により介護サービスまで提供されることも多い。なお、なかには入居者のサービス選択の機会を奪う「囲い込み」を行う事業者もあり、近年、問題視されているところである。」56-7P

「現在のサ高住は、ホームと実質変わらないサービスを提供しているが、サ高住の契約構造は、居住（賃貸借契約）を核として、生活支援等複数のサービスが同一事業者、もしくは委託や連携・協力関係に基づき複数事業者によって提供される。」58P

「実際には、一部の生活支援サービスが提供されなくなったときや介護事故が起きたときなどの責任追及については、ホームでは運営事業者責任追及すれば済むが、サ高住ではそれぞれの契約ごとによるため、責任追及先が複数となることで不明瞭となったり、また統括的な責任をとるものがない可能性もある。その意味では、少なくとも高齢者向け住まいの選択にあたり、消費者に誤解を与えぬようなよりいっそうの情報提供が重要であり、かつ現在の複雑な住まいの種別を整理・見直し、簡素化する必要があるだろう。」58-9P

「新たな住宅セーフティネット制度は三つの仕組みからなる。／①要配慮者の入居者を拒まない一定水準（耐震性、居住面積他等）を満たした賃貸住宅やシェアハウス等を都道府県等に登録する仕組みの創設②登録住宅に対する経済的支援措置③要配慮者に対する家主の不安を払拭するために、要配慮者のための入居相談や家賃債務保証等の入居支援や入居後の入居者の暮らしに欠かせない見守りなどの生活支援を、地域の居住支援協議会に加え、信用力の高い居住支援法人等にも新たに担ってもらうことで、円滑な入居を促進」要約60-1P

「契約締結段階での支援や、入居後の生活法律相談の仕組みの構築が不可欠と思われる。そして何より高齢者の暮らしを支え、居住を支援・保障するためにも、これまで以上に法領域と福祉・住宅領域とか連携し、情報共有していくことが今後いっそう重要になってくると考える。」62P

副田 一朗「帰るべき場所を失ったホームレスの人たちの居住支援の現場から」

ホームレスのひとたちの草の根の支援活動をしているひとの論攷です。市川市で保証人として個人として支える活動から始め、葬式から墓地支援まで幅広い活動をしてきた記録です。

「要は行政側が路上生活者の住居施策を行わず、こうした民間施設頼みをした結果とも言う。／こうした福祉行政の対応と、施設を退所して再路上化する人も結構いるなかで、

相談も増え、私たちガンバの会は何ができるのか、そこから「居住支援事業」がスタートした。」 65P・・・ベットハウスとか簡易宿泊所とかいわれる住居形態も同じ

「こうした様々な事情から、ガンバの会は積極的に保証人提供を行うことで、アパートを確保してきた。もちろん、保証人であるからには多くの債務があり、これまでもわずかなではあるが金銭的な被害にもあった。」 66P

「自費や入院を契機としたものでは、アパート支援は進まない。そこでガンバの会は「住居確保貸付金制度」と「自立支援住宅」を用意した。いずれも住居なき者は生活保護申請が認められないという福祉行政への対応策である。発想としては、ならば住宅を用意し、そこから生活保護申請を行おうという考えで、前者はアパート設定費用についての貸付け制度、後者はガンバの会がアパートを借り、入居希望者と短期（原則三ヶ月）の契約を結び、入居後直ぐに生活保護申請を行うのである。」 66P

「私たちはどのような状況においても無縁にしない」というメッセージをアパート生活者にも発し続けている。」 71P

「その後様々に模索しながら、ガンバの会に理解がある不動産会社や地主の協力を得て、さらに社会福祉法人を経営主体となっていていただくべく巻き込み、五年の月日を経て二〇一四年に二四時間の生活支援・見守り、食事も提供される「きなりの街すわだ」と名付けたケア付き住宅を造ることができた。中でも、入院後余命宣告を受けた人たちがこの施設で最期を迎えたいと希望、文字通りその人たちにとって「終の棲家」となり、看取りまで行うことができたことは、悲しみの中にも喜びを感じた時でもある。／しかし、如何せん定員が一二名で、希望する人たちを全て受け入れることはできず、次の施設の必要性を感じているところである。」 72P

「そもそも経済的格差が広がっているだけでなく、一度某かの失敗や躓きをした者が再出発しづらい世の中が広がっている。それは「ひとり」で築いていけるほど容易くない。誰でも「暮らしの再創造」ができる社会の創造、そのための「居住支援」であり、「孤立の解消」「ホームの回復」は実に重要なポイントではないだろうか。しかし、その道は容易ではなく、有期の支援では限界がある。長らく「社会的孤立」の道を歩んできた人であればあるほど、人間関係・信頼関係を築くまでに時間が必要であり、地域の定着は、終わりのない支援が必要ということなのかも知れない。／私は、「ありがとう社会」の創造の必要性を思う。支援する側も限界をもち、時に疲弊する。そうしたところに、支援の相手からの「ありがとう」の言葉は、支援する側にいかに力と勇気を与えることか。そして、「ありがとう」の言葉は、孤立者からは決して出てくる言葉ではなく、その人にとって、その言葉を向ける相手が生まれたということでもあろう。こうした「ありがとう」の溢れる社会を心から望んでいる。」 73P・・・被支援者から、心からの「ありがとう」のことばがでる関係というのは素敵な関係ですが、支援するひとに「ありがとう」は必要なのでしょうか？

鈴木雅之「NPO+住民協働の包括的取組みによる居住地の再生」

地域再生のプロジェクトの中の住居問題として、老朽化したニュータウンの再生運動を行い、行おうという論攷。民衆側からのコミュニティ形成という観点で、大切な論攷です。

「これらの課題は一見別々のもののようであるが、それぞれの原因－結果の要因は、複雑かつ循環的で、課題解決を難しくしている。現在、これらの課題に対する取り組みは、制度や技術課題の話題に偏っており、対応できているのは一部分にすぎない。そこで暮らしている高齢者の暮らしの質を高める取り組みは、残念ながら進んでいない。」 75P

「そこには、マクロな観点から見た総合的なまちづくりと、ミクロな視点から見た等身大の課題解決という複眼的な見方や、居住地としての魅力と価値（地域ブランド）を高め、有利な資金調達を行い、地域の将来への再投資を呼び込むという発想も必要となっている。」 76P

「公・民の手厚い対応やサービスが期待できない領域において、ソフト系の新たなサービス創出が必要である。つまり、コミュニティ自身が、コミュニティ自身のために、新たな主体として事業を展開し、課題を解決する方向で取り組む必要がある。」 77P

「活動を継続して進めていくには、どうしても資金が必要となる。ボランティアでは持続性という点で期待はできない。つまり、サービス対価をとって事業として成立させることによって、はじめて継続してコミュニティサービスを提供していった団地居住につなげる

ことが可能になるわけである。」 77P

「コミュニティビジネスは、地域内の雇用を生み出し、地域の自立した経済活動を形成することも可能である。また、団地内の主婦や、会社をリタイアする住民にとって、自己実現の機会をもたらすものであり、同時に社会貢献しながら自らの生きがいを追求する大きな魅力となるはずである。このようなことから、コミュニティビジネスは、疲弊する団地を等身大の視点で再生するための有力なツールとなりえると考えられる。」 77P

「ニュータウンの再生に求められる包括的なサービスをコミュニティビジネスで提供しているのが、千葉のNPO法人ちば地域再生リサーチ（以下CR3）である。／CR3は、住まい・まちづくりの専門集団として、地元市民とともに、住まいと暮らしのコミュニティサービスを中心に魅力あるコミュニティづくりと団地を元気にする活動を実践している。二〇〇三年八月から一五年近く活動を継続し、現在は、専従職員三名と非常勤職員三名の体制で三千万円／年程度の事業規模の活動を展開している。筆者はその事務局長を務めている。」 78P

「高齢者を中心とする住民が、コミュニティの中で安全・安心に住み続けられるようにするために、これまで買い物・宅配サポート、安否確認を行ってきた。現在、空き店舗を活用し、子育て世代から高齢者までが利用する居場所づくり“多世代交流ステーション「にこりこ」”がうまくいっている。はじめは「にこりこ」に集う子育て世代が子どもを見守り合いながら活動を進め、次第に高齢者の活躍と子育てという好循環が生まれてきている。」

79P

「ただ、これらの再生は、新しい街を育てるのとは異なっている。すでに多くの古い住民が住み、既存の住民組織や商店街があり、公的な管理主体もある。それらがただあるのではなく、過去のもめごとも含めて、しがらみが多く、がんじがらめで、こり固まった状態で団地に覆い被さっている。そうすると、再生活動のために、それらの主体と連携していくというのはなかなか難しくなる。／ニュータウン・団地再生は長期戦である。」 81P

伊藤丈人「コラム 視覚障害者のお部屋探しについてあれこれ」

「視覚障害者」の立場から、お部屋探しをするときに、「けんもほろろ」に扱われる状況を書いてくれています。

「入居を認める側のこうした漠然とした不安に立ち向かった知り合いがいる。A夫妻は共に全盲である。マンション入居の際に管理会社から待ったがかかった。「全盲の人は火事をだすのではないか」という不安が伝えられた。A夫人は揚げ物などの手料理を持参し、どのように料理をしているかということを管理会社の人びとに説明した。すると、漠然とした不安は消え、マンションの人びとはA夫妻に協力的になったという。」 83P

「こうした障壁は、誰かが積極的に差別しようとした結果ではない。「障害者の入居はちょっとね」という判断は、何気なく、ごく自然に行われていることかもしれない。場合によっては、「うちはバリアフリーじゃないから」とか「何かあったときに対応してあげられないから」等と、親切のつもりで断る場合だってある。／そうした人々の認識を変えてもらうのは生半可な営みではない。その努力は私たちの先輩方が続けてくださったことであり、次の世代のためにも私たちが根気強く続けていかななくてはならないことだと思う。」 83P

嘉戸 篤「コラム 刑余者の住居確保は更生の一環」

刑余者支援の取り組み。

「誰に対しても受け入れを決定したその瞬間から、社会に出る時期やその後の行先を念頭に置きながら在所期間中の対応が始まる。受け入れた時点で、これも制度外の支援になるが、自立更生のために退所後も継続して関わるようにしている。」 84P

「この不動産会社のおかげで以外にアパート探しに苦労はないが、不動産会社に不利益がないよう、入居後のトラブル回避のために、「風の家」が入居者に深く関与し、契約解除にならないように動く、実はこの入居者への関与が、自立更生支援のための小さからぬ一つのツールでもある。」 85P

「保証人になるなど馬鹿げているが、この仕事に携わっている以上、親族に匹敵する対応が再犯を防ぐことにつながるのではないかと、の性善説的な願いにすぎることもある。「風の家」で出会う人のほとんどが、劣悪な育成・生活環境が大きく原因して罪を犯すことにながったわけで、その過酷な過去を一緒に乗り越える過程、ここでは心機一転心地の良い

住居を共に得る過程が更生の少なからぬ力になる。ともすれば過剰サービスと思われかねない対応が、時として厚生への不思議な力になることも実体験している。」「こうした住まいを確保・維持する過程での様々な対象者とのやりとりを通じて出来上がる人間関係が、更生を促す上で大切なポイントの一つと考えている。」「風の家」が最も重要視していることは、「退所後にこそ継続して更生支援する」ことである。」「一定期間関与しただけでは、更生にはあまりつながらない。」 85P

「株式会社シェア・デザイン「コラム 住まい方が変わる!?——広がるシェアハウスの取り組み」

いろんな形のシェアハウスを取り上げてくれます。日本には高度経済成長期に「新入社員を一斉に採用して独身寮に住ませると言う仕組みは、日本にしかない独特のものとして発展していった。」というところを転用したかなり大規模のシェアハウスもあり、LGBTフレンドリーハウス Colorful House 「ハンディキャップのある方も住める」いろんなひとたちが住めるシェアハウス。

「赤ちゃん、お年寄り、LGBT、そしてハンディキャップをもった方々まで、“どこにすむか”ではなく、“誰と住むか”、どんな風に暮らすかを選ぶ時代になる。」 87P

大西 連「コラム 「住まい結び」という挑戦」

貧困問題に取り組む、自立生活センターもやい（<もやい>）の活動で、住宅支援から、不動産売買の資格までとったという話です。

「<もやい>では、これまでの約二千四百世帯に連帯保証人を、約六百世帯に緊急連絡先の提供を行ってきました。二〇〇一年の設立時には元野宿の人への連帯保証人提供が中心でしたが、その後、母子世帯や障がいをもつ人、ネットカフェ生活をしていた人や、DV（配偶者等からの暴力）や家族からの暴力から逃げてきた人など、さまざまな背景をもつ人たちのアパート生活への支援を行ってきました。」 88-9P

「不動産仲介のための免許である「宅地建物取引免許」を取得しました。」 89P

「スタートした「住まい結び事業」ということで「住まい」と「人」を結んでいきたい、そういった事業にしていきたいと思っています。」 90P

季節風

武藤 貢「就労継続支援A型事業所「しあわせの庭」大量解雇事件から考える」

「広島県福山市・府中市で障害者就労継続支援A型事業所（以下、A型事業所）を運営する一般社団法人「しあわせの庭」 91P が破産が破産し、解雇された事件、その後のフォローの記録と論攷です。

「「しあわせの庭」は、障害者の就労支援という名を借りた助成金目当ての運営で、障害者を食い物にした極めて悪質なものである。／二〇一七年四月一日から、障害者就労継続支援A型の運営に関する厚生労働省令が改正され、利用者の賃金を給付金から支払うことが原則禁止になった。このためきちんと事業で収益を上げなければ利用者の賃金は払えなくなり、特定求職者雇用開発助成金を三年分支給されたうえで、計画的に経営破産・解雇したものと考えられる。」 92P 「現在は、手紙のやりとりはしているが、しかし、依然として団交は拒否している。」 93P

斎藤縣三「ソーネおおぞね——新たな共生社会に向けた拠点」

共同連の事務局長、名古屋で「わっぱの会」をやっている斎藤さんの文です。新しい形の協働ということを目指している試み。ただ、わたしは、青い芝の「労働は悪だ」という突き出しも押さえる必要を感じていて、そのあたりは、労働（他者にためにする商品生産活動）を仕事（みんなのためにする活動）に変換するという中での、仕事の共同性というところを考えています。とにかく、新しい共同性作りとして、その活動には留目しています。

「わっぱの会は、一九七一年より障害のある人／ない人だれもが「共にいき」「共に働く」社会をめざし、「共働事業所」「共同生活体」「就労・生活援助事業」をつくってきた。そして二〇一八年、新しい地域共生社会創造の拠点、パンとみんなとしげんカフェのお店「ソ

ーネおおぞね」を立ち上げた。」 93P

「ソーネおおぞね」の五つのゾーン①「ソーネしげん」②「ソーネカフェ」③「ソーネショップ」④「ソーネそうだん」⑤「ソーネホール」 93-4P

「「ソーネ」とは、インターネット空間の「いいね」ではなく、人と人とが顔を見合わせ「そうね」とうなずき合える場の意味である。」 94P

「「ソーネおおぞね」は、必ず、政府のいうまやかしの「地域共生社会」ではなく、福祉－環境－労働－住まいを結び付ける真の「地域共生」の拠点になっていく。」 95P

松浦武夫「身体障害者入所施設に東西の動き——増え続ける施設への検証と入所者・障害当事者のネットワークを」

療護施設自治会全国ネットワークの課題と論攷。

「現在、身体障害者の入所施設が四百から五百あるが、現在のネットワークへの登録は三十くらい。調査では一五〇の施設には自治会がある。」「(移動支援が)入所施設がもつ閉鎖的な構造に風を通す一つの大きな社会資源となりうる。地域移行への具体的体験や情報の共有、社会的自立計画への一つの有効なシステムにもなるであろう。／地域の事業所を利用できることが、入所施設に他者(地域)の視線を入れることになり、施設の独善的な管理的体制が社会一般的な基準を意識する機会となる」 96P

名谷和子「一五年ぶりの「就学時の健康診断マニュアル」改訂は何のためか」

著者は教員で、この雑誌の編集委員で、「障害児を普通学校へ・全国連絡会」の運営委員です。施行令が出され、親の選択権が尊重されるとなっているはずなのに、相変わらず、分離を強制される状況として健診のマニュアルとそのマニュアル適用の抑圧性を書いてくれています。

「早速入手したマニュアルの奥付には、「平成十四年三月三十一日 初版発行」とあり、特殊教育から特別支援教育になっても、障害者権利条約の批准に伴い、障害者基本法が改正され、学校教育法施行令が変わっても、現場ではこのマニュアルによって就健が実施されていたことに驚き、今回の改訂は一連の法改正を反映するものと思っていました。」「「適正」が「適切」になり、さすがに「保護者の義務」の記載はカットされていました。また障害児をスクリーニングすることは変わっていませんが、「就学指導等に結びつける」が「就学支援等に結びつける」と変わっただけです。」 98P

「もちろん、「排除」などという言葉はどこにも出てこず、「多様な個性への適切な支援」と言っていますが、これまで就健が果たしてきた役割を考えれば、新たな・巧みな分離の強化です。」 99P

小林敏明「『そよ風』から『季刊しずく』へ」

東の『福祉労働』西の『そよ風』と言われていました。まあ、『そよ風』は個人の生活にスポットを当てていて、少し位相が違ったのですが、その『そよ風』が廃刊になっていたのですが、新しい形での『季刊しずく』出発の案内です。

「一九七九年に創刊した障害者問題雑誌『そよ風のように街に出よう』の終刊を決めたのが三年前。『そよ風』は障害者が地域で生きるための情報を届けること、社会に障害者の声や生活を届けること、二つを目的に創刊されたが、・・・」 100P

名谷和子「(書評) 羽田野真帆・照山絢子・松波めぐみ編◎『障害のある先生たち——「障害」と「教育」が交錯する場所で』

自らの教員としての立場での体験として、「障害のある先生」たちの、置かれている位置をとらえ返そうとしています。

「退職の三年前に変形性関節症の手術を決意するときに私が考えたこと……、それは、職場に迷惑をかけないようにしようということだった。当たり前のことだと思うが、この「当たり前」が、障害のある教員にとってのバリアになっていることを本書は問うている。」「私には、「子どもだけでなく、『障害のある先生』についてもより積極的な採用を推進する政策がとられるようになってきているのだ。」ということが書かれていることについて) 舵を切っているとは思えない。文部科学省の推進している特別支援教育は、権利条約のインクルーシブ教育とは異なるものであり、巧みな分離が進んでいると感じている。」 101P

インターチェンジ 交差点

石田 力「施設から 美深のぞみ学園施設解体の軌跡④——白鳥蘆花に入る」

「施設解体から三年後の三年後の二〇一二（平成二四）年八月に、地域へ移行した人たちへのインタビュー調査を行いました。その一部を紹介」102P というところでの論攷です。押部香織「教室の窓 本当の意味での合理的配慮とは——医療的ケアのスタートから見えてきたもの」

連載の記事「私が担任をしている病弱者支援学級では、今年の五月から、医療的ケア看護師が配置され医療的ケアが」スタートしました。」104P での内容紹介です。

実方裕二「街に生きて 自分の身体と優生思想」

優生思想を、自らの内なる優生思想をとらえ返し、ケーキ屋・カフェを営んで、ユニークな活動をしている当事者です。

新堀由美子「行政の窓口 “総合相談”から見える女性たちの姿」

「「つらいきもち、ひとりで抱えていませんか？ ぐらし、仕事、友人、家族のこと……、あなたと一緒に考えます」（相談室リーフレットより）。」108P と掲げている相談室で、相談件数をあげています。①「最も多いのは「家族・親族・近隣など」の相談だ。全体の二二・七%を占める。②「次いで多いのは、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」で一八・七%だ。」③「三番目の「メンタルヘルス」は一五・八%で、この一〇年で着実に増えている内容だ。」④「もう一つ、徐々に増えている内容に「仕事・経済困窮」がある。微増。」要約 108-9P

「まとめてみよう。相談統計から見えるのは、身近な人との関係に悩み、夫や恋人からの暴力や支配に悩み、メンタルヘルスの困難を抱え、仕事や生活リスクにさらされている女性の姿だ。」109P

障害者の権利条約とアジアの障害者 第三十一回

中西由起子「権利条約の政府報告⑥ 第7条 障害のある児童」

アジアの障害問題での現状を押さえて報告してもらっているのですが、課題別に書かれていて、国ごとの状況が今ひとつつかめません。こういうことを書くと、「あなた整理しろ」と言われるのですが、いつもの「ないものねだり」です。

社会を変える対話——優生思想を遊歩する 第九回

高浜敏之×安積遊歩「優生主義と闘うには、みんながSOSを出し合えることが大事」

シリーズとして続いている対話。今回の対話相手は『重度訪問介護』の運営側」にいるひとです。

高浜「ところが、最初の当事者がやっている事業所で言われたことは、「なに専門家ぶってんだ」ということと、「ヘルパー二級で言われたことはすべて忘れてくれ」と言われて……。」115P・・・物理学における転換と類比

遊歩「私が高浜さんと一緒にいて楽だと思うのは、助けてあげようという態度がまるでみじんもなくて、どっちかといえば私がいろんな意味で助けてきたという、その関係性がほんとうに居心地が良いわけです。」高浜「僕は障害をもつ友人たちと出会うなかで、助けてもらうということがかっこ悪いことでも恥ずかしいことでも全くないということを学んできたわけですが、今会社の中でマネジメントのポジションにいと、働いている人たちのことをちょっと高見の見物的に見てしまうこともあるわけです。」116P

高浜「ところが、会社の中における立場から見ると、そうしている女性たちを時にダサイと見る瞬間もあって、プライベートな空間と会社での立場性のところに、確執があります。助けを求めることをダサイと見る瞬間、それこそが優生主義だと思うわけです。助けを求められるライフスタイル、性の在り方が、優生主義を免れる脱出口だと思います。」116P 遊歩「「重度訪問介護」というシステムは、人間が対等であるために、赤ん坊の状態に置かれるような最重度障害であっても、対等に生きることにはできるのだというその可能性にチャレンジしているシステムだと思うのです。そここのところの見解と認識が共有できている

ので、これからも大いに、一緒にやっていける部分を広げていきたいと思います。」 117P

現場からのレポート

浜根一雄「なんやねん!! この親による監禁は?!——兵庫県三田市、三十年間の障害者監禁事件」

三田市（さんだし）で発覚した監禁事件。大昔のことだと思っていた、座敷牢の現代版です。七〇年代前半に、親による「障害児」殺しがあり、それに対して「減刑運動」がおきていたとき、青い芝が、「自分たちは殺されてもかまわない存在なのか」という告発を行ったのですが、そのことを彷彿させる動きと、それと少なくとも世論が二極化している状況、改めて障害問題を押さえ直し、永い文化運動の必要性も感じています。

長谷川利夫「精神科医にも拳銃を持たせてくれ」巻頭言の波紋と問題点」

昔、わたしが高校時代の教員が、「体罰をすることは、自らの教員であることの存在の否定だ」という話をしていました。「精神科医にも拳銃を持たせてくれ」という発言も、精神科医として、その医療や論考に関わるものとして、存在の否定になると思うのです。かつて、反精神医学という突き出しがあって、その内容はいろいろ展開してきていることなのですが、少なくとも、精神医学の抑圧性ということは押さえられていると思っていたのですが、こんな発言が出てきていること自体で、変わらない状況がとらえられます。そもそも、それが、日本の精神医療が世界から批判されている現状でもあるのですが。

「はじめに」で「精神科医にも拳銃を持たせてくれ」という文章が公益社団法人のホームページの「オピニオン」（意見）欄にアップされたり、その団体の機関誌の巻頭言に代表者の顔写真付で掲載されたりしたら、驚かない人はいないだろう。そんなことが現実になった。」 127P

「我が国の精神医療の状況」は、日本の精神医療の現実を押さえるのに参考にしていく文です。ここに記して、引用していくことにします。もっと他に当事者サイドのよい文があるのですが、とにかく簡潔にまとめた文です。

さて、「日本精神科病院協会雑誌の「巻頭言」ということで詳しい内容を書いています。「日精協の機関誌『日本精神科病院協会雑誌』（二〇一八年五月）の「巻頭言」において、山崎学会長は「欧米での患者中心医療の外側で起こっていること」と題する文章を掲載した。」 128P で、サンピエール病院での鶴田聡医師の朝礼での話が引用されているのですが、その結論的な内容は、「欧米では、もはや患者の暴力は治療の問題ではなく治安問題になり、さらにアウトソーシングされてミリタリゼーションになりつつあります。そして欧米の患者はテロ実行犯と同等に扱われるようになってきています。これも時代の流れなのでしょう。／ところで、僕の意見は「精神科医にも拳銃を持たせてくれ」ということですが、院長先生、ご賛同いただけますか。」 130P

で、著者の「考える会」が「緊急集会の開催と質問状の提出」をしたという話がかかれてあります。 130-3P

鷺原由佳「第三十四回D P I 全国集会 in 神奈川」報告」

集会の報告文です。

採択したアピール文①「名古屋城天守閣木造復元事業に対するD P I 総会アピール」②「優生手術に関する謝罪と補償を求めるD P I 総会アピール」③「障害者基本法の改正を求めるD P I 総会アピール」 134P

さて、「全体会報告」として、「障害者基本法」改正問題に焦点を当てた報告が書かれています。そもそも官僚や他団体との共闘の中で政策を考えると、民主党政権時代の、「障がい者制度改革推進会議」での議論とかに触れられていないし、その総括がどうなっているのかが疑問です。そして、そもそも障害差別がどこからきているのかとか、「障害の社会モデル」の混乱とか、そんな問題がスポイルされて、どうして官僚と一緒にやって政策論議ができるのか、わたしにはどうもわかりません。

もうひとつ、気になったこと。全日ろう連の石野理事長がシンポジウムに参加して、「連盟として今後は手話でなく「手話言語」という言葉に統一して普及を図っていく」と発言したと書かれています。わたしは、その内自己修正される一時的混乱の話だと思っていた

のですが、他団体に行っても、そんなはなしをしているよう、事態は深刻です。非当事者の立場にせよ、なんとかしなくてはと思っています。

ルビの問題での「知的障害者」のフロアーからの発言 137-8P・・・ユニバーサルデザインの思想としてとらえ返す必要をわたしも感じていました。

優生手術について「優生手術被害者の言葉は、ひどく重たく胸に響いた。失われたものは二度と返ってこない。「当時は合法だった」という厚生労働省の主張は、「知りません、わかりません、ご面倒さま」と私には聞こえる。どこまでも他人事のような冷たい言葉には「障害者は黙っている」という差別的な圧力すら感じる。」 138P という著者の感性に共感。

「人間は本能レベルで異質なものを排除する脳の構造があるのだから差別はなくなる、という言説を目にしたことがある。たとえそれが事実でも、人間には文明社会を築いてきた理性が備わっているはずではないか。」 139P・・・「たとえそれが事実でも」という問題ではないのです。こういうことには正面から批判していく必要をわたしは感じています。これについては、もうすでに、わたしも三村洋明『反障害原論－障害問題のパラダイム転換のために－』世界書院 2010 の「第 10 章 補説 1」で展開しています。

「個人的には「権利」や「人権」という言葉が、障害者運動の先達によって積み重ねられてきた宝物であることを実感した時間となった。」 139P・・・そもそもこの社会を成り立たせている思想の枠組みから、共同幻想としての「人権」とかいう概念もあるわけで、その枠組み自体から批判していく必要性を感じています。

論文

木本 明「生活保護制度とその運用の在り方に対する問題提起——ニュージーランドの社会保障制度との比較から（上）」

最後のセーフティの生活保護が抑制される信じられない状況、ニュージーランドなどの外国との比較でとらえ返す論攷、二回に分けた前半です。項目と若干の切り抜きを記します。

「一 はじめに」

（竈山京）「保護の対象は生活困窮者ではなくて、生涯生活の中で、生活困窮となった状態がそれぞれ対象となってくる。言い換えれば所得の喪失あるいは低下、傷病というような面が、個々に問題とされるはずであって、生活困窮を全体としてとらえるというような発想は出てこない。」 141P

「筆者には、生活保護制度の「特別さ」・「特殊性」を意識させられるところである」「筆者は福祉事務所で生活保護制度運用に従事した経験から、生活保護制度の利用申請を窓口で受け付けない「水際作戦」等、主に一九八〇年代後半以降の生活保護を運用する福祉事務所の状況は、人を餓死させたり、生活保護費の横領・着服や、セクハラ事件等起こす土壌にあると考えている。」 141P

「二 生活保護制度運用に従事する職員による生活保護などの横領・着服・セクハラ」
生活保護の横領・着服 16 例、セクハラ 9 例 141-3P

「三 「生活保護の適正実施の推進について」通知（一九八一年）」

「四 一二三号通知後の生活保護制度の利用世帯・人員の減少」

「二〇一〇年四月九日、厚生労働省は実に四五年振りに生活保護制度の捕捉率を、国民生活基礎調査（二〇〇七年、同二三万世帯）に基づいた推計から三二・一％と公表した生活保護制度の利用を必要とする経済状態にある世帯の三分の一以下しか生活保護制度を利用していないという捕捉率である。／厚生労働省が捕捉率の公表を四五年間も実施してこなかった間に、さまざまな研究者により捕捉率推計計算が行われ、そのほとんどは厚生労働省の発表を下回っていて、実際の捕捉率は二〇％前後である可能性は否定できない。」 144-5P

「筆者の関心は、単なる行政通知である一二三号通知が、何故、生活保護制度の運用、生活保護制度運用従事者を、これほど劇的に変えたのか、その理由に向けられている。そこには、生活保護制度とその運用のされ方に問題があるのではないか。そのことをなるべく明確に示すことが本稿の目的である。」 146P

資料

長瀬 修「障害者権利条約中華民国（台湾）初回報告総括所見（下）」

日本との比較を出して「これは日本では解決されているが、台湾ではまだできていないこと」、「これは日本でも同じく解決されていない」、「これは日本の方がひどい」と書いて貰うと問題が整理されるのだと思ったりしています。立場の違いからの意見を出すよりは、それぞれの立場からの連帯を希求して行った方がいいのでは思っているのですが、いつもの運動サイドの立場からの、「ないものねだり」です。

投稿

江端一起「『当事者スタッフ』とはナンなのダ、いったいナ二者なのダ」

このひとは、自分の立場から、「キーサン革命」を自称しつつ、最もラジカルな提言を出してくれているひとのひとりです。今回は（施設や作業所における）「当事者スタッフ」ということを存在そのものからとらえ返そうとする提起です。

「こういうことが、『発達障害論』に立つ精神医から見れば「イマジネーションの障害」「コミュニケーションの障害」に見えるなら、患者会の悩み・苦しみのジッサイの流れのなかで、どうしてもなくあった出来事の一環であり、悩み抜きつつ、その一環を患者会として、仲間とともに仲間として、矢玉の下を潜り抜けてきたのだ、という意味合いも含めて遺しておかないと……とは、想うたのです。／さもないと、このようなことも、個々人の患者の疾病や障害に取り込まれていってしまうということが、腹の底から分かったからなのでした。」 153P

「さて、そこで現実化するのには、想像を絶する能力主義競争、社会貢献競争、社会復帰競争になるんデスヨ。」 154P

「逆だ、当事者側に競争を煽られて、当事者の分断が進むでありますよ。しかも、世の中全体を、本質的なモンダイから、逸らせて、誤解させたままにしておける。」 155P

「当事者が当事者のママ、当事者の意向が最大限に発揮できることこそが、当事者主体なのである。／だから、当事者は当事者として、そのマンマにて、当事者の移行が最大限発揮できねばならないのだ。えばっちが患者会にこだわる意味が、ここにある。」 155P

「実は、当事者主体こそは、本当に担保されていれば、その度合いに応じるかのように、筆舌に尽くしがたいイロイロなタイヘンなことが多くなってくる。その度合いに応じて、タイヘンに時間と気力と体力と労力を消耗するものなんですよ。それをキレイごとにして、形式だけを取り繕うなって言うんですよ。だからこそ、患者会という取り組みが広まらなかった、ある種「失敗」していったわけなのですから。」 156P

編集後記

「埼玉県の制度としてあった住宅ソーシャルワーカー事業」「地域で暮らす足場としての「住まい」は極めて重要な福祉課題です。」 164P

たわしの読書メモ・・・ブログ 485

・『季刊 福祉労働 161 号 特集:「感動ポルノ」——障害者は健常者に感動を与える存在』

現代書館 2018

この雑誌、積ん読していたもの集中学習の5冊目です。これでやっと現発刊に迫りました。このような雑誌はだされてすぐ読むべき事ですが、まとめ読みしたおかげでとらえられことがあります。それは民衆の運動は、地道に積み重ねられているということ、それを繋げられたら、大きな力になるんじゃないということです。

今回は、新しい編集者を迎えて、かなり、刺激的な特集のタイトルです。「感動ポルノ」という言葉が一部「障害者」関係メディアで広がっているようなのです。これはわたしがかつて出した本の中で、差別形態論を押さえ、排除型、抑圧型と分ける中で、とらえにく

い差別として「努力して障害を克服しましょう」という抑圧型の差別を押さえたのですが、その抑圧型の差別を、刺激的に言葉化したフレーズとも言い得ます。

「ポルノ」ということばについては、その表記にフェミニズムサイドから異論がおきることが考えられますが、「露出する」ということにつなげた言葉です。どこから出てきたのかの詳しいことは後述します。

「感動ポルノ」というときには、もうひとつ逆バージョンを押さえておかねばなりません。「障害者」に対する、差別の構造の中での「何々してあげるといふ」という構図の「美談」です。それは、「障害者福祉」関係の裁判の話にもつながって、現行の福祉の位置づけの問題にもつながっていきます。「障害者福祉」関係の裁判では、最高裁まで行くと、「権利としての福祉」か「恩恵としての福祉」ということでの争いになるのですが、結局、司法が立法府・行政府の裁量権の問題として判断を回避するという判例が積み重ねられています。「裁量権」という考え方自体が、三権分立が機能せず、「恩恵としての福祉」の枠組みに落とし込まれる結果になっていくのです。この「恩恵としての福祉」もひとつの「感動ポルノ」なのです。そのようなことは、皇室メンバーの手話の表出にも現れています。それはイギリスの故ダイアナ妃も手話をやっていたことにもつながっています。要するに天皇制や王制が国民統合の象徴として機能していること、これは別の観点からすると、障害問題の政治利用で、これは手話のみならず、「恩恵としての福祉」の象徴としての赤十字社の総裁に「皇后」がついてきた、歴史ともつながっています。

誤解を生みそうなので、ひとこと書いておきます。それはボランティアということも「感動ポルノ」なのかということです。確かに公助、互助、自助という中で、公助を削って、互助としてのボランティアということの勧めは、「感動ポルノ」ですが、そもそもボランティアということは、「助けてあげる」式でない、下からの共同性の構築としてなされるときには、「感動ポルノ」にはならないと思います。むしろ、国が公助を削ることにより、民衆側から国家という枠組みから脱する共助の体制として、「もうひとつの世界が可能」になっていく途もあるのです。

「感動ポルノ」ということを巡って、この特集は、その端的な例としての、パラリンピックということで、つながっていています。個別の文についてコメントしていきます。

今回は、切り抜きよりも、対話に重点をおいて。

見開き写真・文 特定非営利活動法人モンキーマジック「第4回 見ざるチャレンジクライミングー見えるひとも見えないひとも、聞こえる人も聞こえない人もパートナーと一緒にチャレンジ」

特集「感動ポルノ」——障害者は健常者に感動を与える存在か

好井裕明「文化・メディアにおける障害者表象をめぐる」

好井さんは反差別論を展開しているひとです。二冊ほど著書を読んでいます。ひとつは、読書メモを書き始める前『排除と差別のエスノメソドロジー——「いま - ここ」の権力作用を解説する』新曜社 1991。もうひとつはブログ 117『差別原論—“わたし”のなかの権力とつきあう』平凡社新書 2007。著者はエスノメソドロジーの意識論のようところで、差別の問題をとらえてきたひとです。

今回は編集部から「総論」と「障害者表現の歴史的変遷」を書いてほしいと依頼されたとのこと 8P、項のタイトルとして「はじめに」で総論的にまとめ、その後、映画からとらえた「障害者表現の歴史的変遷」を書いていきます。項のタイトルとして「奇異な存在、見世物として、憐れみ同情する存在として、障害者を描く」「頑張る障害者・克服される障害・

リハビリこそすべてという了解を迫る」「障害者を「もう一人の他者」として描く」「オリンピック・パラリンピックの後、私たちは何を求めているのだろうか」

で、映画についてのコメントとして論攷を進めているのですが、非「障害者」が「障害者」を演じる、監督が監督するということと、ドキュメント的に「障害者」自身が自己表出していくことは違うと思うのです。具体的な話として書くと、「さよならCP」の映画は、決して「奇異な存在、見世物として、憐れみ同情する存在として、障害者を描く」というジャンルに収められる映画ではないのです。ドイツの「障害者運動」にはクィアとして突き出しがありました。まあ、「障害個性論」そのものとは違うけど、それに通じる「異形とみられる」ことを意識つつ、それでも、「強力な自己主張を行」ったのです。たぶん、本人は違うというと思いますが、そのことこそが、異化する現実から、それから、何かを生み出していく、それが日常になる世界を作ろうとしたのだと思うのです。

映画ということでは、私は「典子は今」という映画を押さえる必要があります。これは、むしろ当人は、努力する「障害者」ではなく、努力という側面もないことはないのですが、むしろ「手が使えないから足を使うだけ」のことなのですが、それでも「典子さんを見習って」というような言説が流布していききました。そのあたりの構造を押さえておく必要があると思います。

荒井裕樹「日本文学に描かれた障害者像——「がんばる健気な障害者」はどこから来たのか」

この著者の本は、ブログ 216『障害と文学—「しのめ」から「青い芝の会」へ』現代書館 2011、ブログ 393『差別されてる自覚はあるか: 横田弘と青い芝の会「行動綱領」』現代書館 2017 で、読書メモを残しています。ブログ 209『福祉労働 135』、ブログ 215『福祉労働 136』の二回に渡っての掲載論文「戦後障害者運動史再考（上）（下）——「青い芝の会」の「行動綱領」についてのノート——」にもコメントしています。ブログ 264『現代思想 2012 年 6 月号 特集=尊厳死は誰のものか 終末期医療のリアル』青土社 2013 に掲載の「生と死の＜情念的語り＞についての覚書」に対するわたしの短い紹介文。

「障害と文学」をテーマにして論攷を進めているひとです。とりわけ「横田弘論」的なところで注目しています。

さて、文学で「障害者」をとりあげることは、何かしらの異化をしているのですが、むしろ「障害者」が出てこない文学も問題なのですが、異化の仕方にはさまざまあり、ひとりのひととしてそこにいるというところまで、前論攷の好井さんがいう「障害者を「もう一人の他者」として描く」というところまで行くかどうかですが、まずは、自らがはっきりと異化させることがあります。でも、それをどのようなところで異化しようとしているのか、インクルージョンの指向があるのかどうかの問題があります。著者は、心理的に描く、親として描くというところで分けているのですが、むしろ前者の、三島由起夫の『金閣寺』と、後者の大江健三郎の一連の息子を取りあげた小説の類比になるのですが、わたしは後者、背負うから抱く（同じ「障害者」親だった小説家の水上勉のテーマ）になり、それがインクルージョンになっていくという、中身をとらえかえすことではないかと思っていました。

「注2」に「感動ポルノ」の説明があります。長くなりますが引用しておきます。「もともと「感動ポルノ」とは、オーストラリアのジャーナリスト、ステラ・ヤングの言葉である。日本では、Eテレビの情報バラエティ番組『バリバラ』が、日本テレビ系列の有名チャリティ番組『二四時間テレビ 39 愛は地球を救う』終盤と重なる時間帯にぶつけて、「検証！＜障害者×感動＞の方程式」と題した生放送を行い、「二四時間テレビ」に見られるような障害者の描き方を批判したことで話題になった。この企画を精細に報じた『朝日新聞』（二〇一六年九月二三日付朝刊三三面）の記事『「障害者×感動」を問う——NHKの『二四時間テレビ』裏番組に反響』には以下のようにある。」／＜番組では冒頭、豪州のジャーナリストで障害者のステラ・ヤングさんのスピーチ映像を流した。ステラさんは、感動や勇気をかき立てるための道具として障害者が使われ、描かれることを、「感動ポルノ」と表現。「障害者が乗り越えなければならないのは自分たちの体や病気ではなく、障害者を特別視し、モノとして扱う社会だ」と指摘した。＞」 34P

玉木幸則「障害者×感動」の方程式の嘘っぽさ——日常の等身大の障害者とのギャップへの問題提起」

NHKの「きらっと生きる」に抜擢されて、「きらっと生きる」のような番組はなくなったほうかええ」と発言し、そこから「バリバラ」と展開していった過程など書いています。わたしも、「きらっと生きる」はときどき、ちらっと見ていて、違和を感じてとチャンネルを変えていました。頑張る「障害者」像とか、それと気持ちの持ち方を変える勧めのようなことに違和を感じていたのです。この著者も、同じような思いがあるようなところで、それでも、何か変え得ることがあればと「まだまだ、テレビなどのメディアでは、「頑張っている障害者像」「障害を乗り越える障害者像」を取りあげがちです。それによって、「障害のある人はこうでなければならない」とか「こうであるはずや」という勝手な思い込みを、障害のある人もない人もさせられてしまいます。そうすると、障害のある人は生きづらいです。ありのままで生きるよりも、「頑張って」「障害を乗り越え」ないととみんなに受け入れられないのではないかと思わされてしまうからです。／『24 時間テレビ』にしる学校の福祉学習にしる、これまであまりにも、障害のある人に対する偏った見せ方をしてきました。それを少しずつでも、障害をもった人のありのままの姿に戻していきたいです。そうすることで、地域で普通に暮らすことを再確認するというか、「ああ、こういう人も地域に住んではるんや」ということを知ってもらうきっかけになったらええかなと。／そのためにも、もう少し自分なりに伝え続けていきたいと思っています。」 45P と続けているようです。

矢吹康夫「アルビノは美しい」って言っちゃダメなの？

これは異化と反転の弁証法（対話による深化）といわれるようなこと。わたし自身の体験として、「吃音」ということを正視できない、自らの「吃音を醜い」思っていたところから、「吃音者」他者の吃音を「美しい」と反転させ、車椅子の「障害児」を母親が車椅子をウィリーさせているのをみて、そこに「美」を感じる、反転させた体験から、そこからむしろ異化しないところに進みゆくこととしての弁証法を考えていました。もうひとつ論考を進めると、美は普遍化するものではなく、これを普遍化させると他の差別につながります。アルビノのミスコンの話が出てくるのですが、フェミニズムがミスコンを批判してきた歴史をとらえると、そもそも美ということをもう一段とらえ返す必要が出てきます。これが「感動ポルノ」批判というテーマとつながっていくことです。

岡崎 勝「オリンピックとパラリンピックを根本から問い直す——スポーツの現実を直視しても、感動しなければいけませんか？」

頑張る「障害者」の象徴的存在がパラリンピックのアスリートたちなのです。

「パラリンピックは「障害者にもスポーツをする権利を」という権利拡張効果と同時に、スポーツの抱える問題も負っている。」 54P

「近代スポーツの発展は近代からの産業社会の発展と同時期であり、共通した産業社会の枠組み（競争、合理化、効率化、数量化）をスポーツ的メンタリティとして私たちの中に埋め込むことに成功している。／だが、これは同時に人間の破壊を覚悟しなければならない。たとえば、ドーピング選手と摘発組織（WADA）とのいたちごっこが続いている「ドーピング撲滅」という主張は、その矛盾と無意味さに気づかなければならない。「ドーピングを撲滅する」ということがすでに矛盾に満ちている。」「オリ・パラスポーツは自分の身体を害してでも良い記録を出したい、勝利したいという欲望の集大成に他ならない……（後略）」 55-6P

「競争原理による優劣をつけることを目的にしている以上、多くの問題も含んでいると言えよう。」 56-7P

「撤去されたいらしい「障がいは言い訳にすぎない」というポスターの表現はスポーツアスリートに課せられた命題であり、その後続いた「負けたら、自分が弱いだけ」というのは現代スポーツのもつ「競争こそすべて」「勝利以外に価値はない」と貫徹されている価値の意思表示以外ではない。」 57P

「オリンピックやパラリンピックは夢の中ではない。感動を演出され、ボーッと私たちが

おもしろがってオリパラ観戦に熱中している間に、社会がよりすみにくくなっていないかということだし、スポーツ観戦が、「愚民政策としてのパンとサーカス」（古代ローマでは、民衆はパンとサーカスに関心が向き、国政に関心がなくなった）ユウェナリス『風刺詩集』より）になっていないか！ という私たちの意識の問題なのだ。そして、こうしたオリンピックとパラリンピック興業のようなスポーツ競技大会の経費は税金とボランティアと寄付でまかなわれ、協賛企業とIOCが「利益」をかつさうのである。これをあなたは許しますか？ という分かりやすい話である。」 61P

北村小夜「パラリンピックでまき散らされるパラアスリート像は障害者理解を広げるか」

分離教育反対の論陣を張ってきたひとで、軍国少女だった体験をとらえ返し、慈愛の象徴としての天皇制を問題にし、道徳教育批判を続けているひと。その立場からパラリンピックの問題性を描き出してくれています。

（橋本大佑）「高度な運動能力をもつパラリンピック選手と、そうでない障害者との間に、隔たりが生じている。」 63P

「（道徳教育の）教科化は教科書の使用と評価を伴う。戦争をするには国民の逆らわない心と丈夫な体が必要である。教科化は学校が個人の道徳性を公的に判断する。健康増進法によって「体」が国家の管理下に入ったように「心」が国家に取り込まれようとしている。教科書はその主たる教材である。検定を通過し展示された教科書を見ると、どの教科書ももれなくオリンピック・パラリンピックにふれている。」 67P

「（傷ついた）元兵士は生きる希望を新たにし、パラリンピック国内組織にとってはメダルを狙える優秀な人材の供給源になる。最も先進的なのは米国で、すでに戦争遂行のメカニズムに組み込まれているという。日本ではパラリンピックは福祉の問題になっているが、パラリンピックが同盟国の米国の戦争を正当化しかねない状況にあることも考えなければならないのではないか。」 69P

宮澤弘道「道徳教科書における障害者像——差別・偏見を助長する「特別の教科 道徳」

まさに「障害者」が道徳教育に政治利用されていく構図を描き出してくれています。

「混乱が予想された「特別な教科 道徳」の導入ですが、予想に反し現場では目立った混乱もなく、淡々と検定教科書を使用した道徳の授業が行われています。理由はいくつか挙げられますが、教員側の視点で考えると一番の理由は「意外に困らずに授業ができる」ということでしょう。「教科書が与えられ」「指導書があり」「ワークシートも用意され」「評価例文もできている」という四点セットがそろっていることにより、あまり深く考えることさえしなければ道徳の授業は簡単にできてしまうのです。／しかし、これは非常に怖いことでもあります。なぜなら、マニュアル通り進めることで、教科書の求める価値を無批判に子どもたちに押し付けることにつながってしまうからです。」 70P

「道徳教育で描かれた障害者の三つの特徴—①登場する障害者は例外なく「いい人」②助けて「もらった」ときに卑屈なまでに感謝している③障害を自分の力で乗り越える」要約 71-6P

平野泰史「祭りの輪の外で——入所施設と地域交流の欺瞞とお仕着せの共生社会」

津久井やまゆり園に子どもを入所させていたひとで、マスコミに出ていた、やまゆり園が発信していた「きれい事」の内実を暴き出して書き記してくれています。改めて、施設のもつ矛盾がとらえられるのです。ただ、そもそもそれほどの意識をもったひとが、なぜ、子どもを施設に入れたのかということをとらえると問題の根深さを感じざるを得ないのです。

川合千那末「分離と交流の狭間で生ずる交流のぎこちなさ——「クラスにいる障害者」から「共に学ぶ友人」へ」

一緒にいるクラスと「特別支援級」を行き来して、とらえられた問題を書いています。その経験から、「全国障害学生支援センター」の運営スタッフとして活動しているひとです。支援員の配置を希望したら、逆に初めて分離されたという話がでています。

「もし私と同じように授業内で部分的に参加できないことや難しいことがあったとしたら、できないことや難しいことはいったん置いておいて、その場で無理なく楽しんでできるこ

とを周りの人と一緒に探してほしいと考えている。」90P

小見出しで、進学につれての変化を書いています。

「教科によって場を分離されたことで生じた変化」で「私は中学校での人間関係の構築を放り投げることで自分を守ることにした。」91Pとあります。「必要な配慮はするが、他の生徒と同じ大勢の中の一人として扱われた高校生時代」では、「高校では教職員に「困ったことがあれば言うように」と言われ、私が発信したことに対して配慮や支援がなされた。」「同級生には私から積極的に話しかけ、障害のある人として認識されてしまう前に教室に当たり前にいる生徒として受け入れられた。」とあります。で、義務教育時代を振り返って、「「合理性のない配慮」が、他の児童・生徒から引き離されるきっかけとなり、子ども同士の関係作りの障壁となっていたのである。」93Pと書いています。さらに「友人関係で分離されることはなかったが、合理的配慮がなく、実験のゼミを選べなかった大学時代」と進みます。そして最後の小見出しとして「日常的に共にいることが「交友」のスタートライン」として、センターのスタッフになっての、後輩への提言を書いています。「私は、その選択の過程で、障害学生が、通学手段や家からの距離、親を含めた支援者たちの思いをくみ取り、考慮しすぎてしまい、支援者たちにとっての支援のしやすい学校（例えば、親の送迎が可能な立地であること、介助者の派遣・入校を許可している学校など）を希望してしまう可能性を危惧している。本来は、障害学生自身が進学先で何をやりたいか、そこに進んだ自分をイメージして、充実した学校生活を送る姿が浮かんでくるか等の主体的な理由によって自由に選択可能でなければならない。／加えて自分が選び取った学びの場において自ら培った人間関係は、与えられた場において、他の者によってもたらされた関係よりも強い結びつきとなる。それを繰り返していくなかで、多様な人と交流し、視野を広げながら成長していくのだから、大学進学前まで分離された環境にあって、大学進学を機に、いきなり開かれた環境に飛び込むよりも、初めから共に学ぶことが当たり前のこととして認識され、強制的な分離に怯えず、誰もが学べる環境にあることが望ましい。／私は、分離された中での交流も、共に学ぶ中での交友もしてきたが、「交流」しただけでは、その時間を過ごすだけに終わってしまう。日常的に共にいることが「交友」へのスタートラインとなるのである。これから学ぶ方々には分離や統合について意識せず、自分が好ましいと思う場で学習し、様々な人と出会い、大切に感じられる人間関係を築いてほしい。」94・5P

鶴園 誠「【コラム】「格闘技やってます！」をフックに障害者レスラーが伝えたいこと」

「障害者プロレス」を「障害者文化」のひとつのようにとらえるひとがいて、やっているひとたちにも、そういう突き出しがあります。そのような話が出てくると、わたしは湾岸戦争の時にアメリカの女性団体が「女性兵士を前線配置しないのは、差別だ」と主張していたことを想起します。差別ということを考えていくと、格闘技系には相容れない感性が、わたしにはあり、またそもそも、スポーツの勝ち負けというところにも、さらにはゲームの勝ち負けという世界からも、降りる指向が出てきたのです。わたしの場合は、将棋の勝ち負けの世界もいやになりました。実は、表層意識的にはそうなのですが、テレビをつけて作業をしていて、戦争映画の戦闘シーンやヤクザ映画の殴り込みのシーンなどで、つい見入ったりして、また、ついつい他者と競い合うような気持ちがわいてきたりして、子どものときからの身につけてしまった競争意識や心の奥底の暴力性などに、ふと、身震いすることがあります。そういうことも含めての、反暴力・反差別なのではないかと思ったりしています。

誤解をうみそうなことを書いているので、書き置きますが、ゲームの中には、自らを磨くという内容があるわけで、そこで「できるようになりたい」ということを否定することではないのです。ただ、「できるべきだ」という論理にそれがすり替わっていくことを遮断したいというのが、「障害者」の立場での思いなのです。

桂 福点「【コラム】 言葉のいと」

落語家としてことばに関わっているところからの論攷です。

「最近「感動ポルノ」という言葉が話題になってますな。……これは二〇一六年の夏にNHK Eテレの番組『バリバラ』が日本テレビの『24時間テレビ 愛は地球を救う』の障害者の取りあげ方に対してぶつけてきた言葉でした。」「そういった番組作りのあり方と同時に、それを見ている側の姿勢に疑問を呈した意味深い表現でした。」「義援金の箱を

もってニコニコしているタレントさんの表情や立ち振る舞いに「施してやっている」という優越感のようなものを感じるようになりましたな。いわゆる「感動ポルノ」の言葉が示すような、やたらに涙を誘う演出が引かかるようになったんでしょうな。」「二四時間の愛で地球が救えたら世界の宗教戦争はなくなるで、と思ったりしとりました。」 101P

「笑いというものの素晴らしさと危険性は紙一重だと見てます。」「表現のTPOと言うべきですかいな、番組作りでも福祉の世界でも、互いのことをどれだけ想像できるかが大切やと思てます。相手を知ろうとするその姿勢の中に、ホンマの意味で温かな微笑みと笑いが生まれるんとかいっちゃろか。」 103P

インターチェンジ 交差点

押部香織「教室の窓 共に学び続けるために」

「就学時健診」の話です。

「そもそも、就学時健診自体が「障害者基本法の改正により、本人・保護者の意向を可能な限り尊重すること」という中教審の報告に矛盾したものになっており、子どもや親の教育を選ぶ権利を侵害していることであると考えます。」 104P

「近年、就学時健診時の保護者面接において、「支援学級を希望したい」という保護者の申し出が多くなっているように感じています。」その理由①「集団生活では、子どもが指示を聞き逃したり、他の子どもと一緒に行動できないのでは」という不安→応答「以前、就学指導委員会において「特別支援学校への就学が適当である。」とされていた子どもを三三学級で担当していたとき、その子ども自身が友達の様子を見たり、友達がその子どもをサポートしたりして学校生活を「共に」過ごしていました。このことから、子どもたちにとって障がいの有無は関係ないことを実感することができました。」②「特別支援学級できめ細やかな指導を受けたい。」→応答「集団における学習の機会が少なくなります。また、支援学級で小集団での活動に慣れてしまった結果、自ら集団の中に入っていくことを拒み、学年への所属感が薄くなってしまふのを何度も見てきました。」「それではなぜ、そのようなリスクがあるにもかかわらず、支援学級への乳級を考えてしまうのでしょうか。」→「おそらくその背景には、教員の理解不足が考えられます。・・・(中略)・・・障がいに対する理解ではなく、子ども一人ひとりに対する理解が必要なのです。」 105P

実方裕二「街に生きて 反面教師」

前回に登場したいろいろなことをやっているひと、出会いの中での偏見的なことが相手から出てくることに対して、ひとつひとつ対応していつているひと、その存在がひとつの運動になっているひと（これは運動人間のわたしの勝手な見方かもしれませんが）、今回は、「生活お見合い」のことを書いています。わたしも一度参加したことがあります。

「ゆうじ屋を始めてケーキを売り回すようになり、「ケーキを買ってもらふ」ことと、ケーキを通して重度ショウガイシャである私と付き合うなかで、「言語ショウガイがあつても、聞く耳をもてば会話できるんだな」といろいろな人に感じてもらえています。やつと生活と運動が合致してきています。「生活お見合い」はそんな生活面での模索しているところや、自分の苦手なところ、自分の醜く差別的なところ等をさられだして、突き合わせていく場です。」 107P

芝木捷子「保育所の庭 障がい児と共に」

「どのような子どもも、教育を受ける権利がある」ということで設立され「障がいのあるこどももない子どもも、一緒に保育にNSA化するという園」の理事長。いろんなその幼稚園の歴史を書いています。

佐藤陽一「施設から ホームN通信・四回目の誕生日①」

児童自立援助ホームのホーム長のひと。春になったら、中学を卒業してやってくるいろんな子どものことを書いています。「自立のための「依存先」の一つになれた瞬間だった。」ということばが印象に残りました。今、「障害者」関係者では、「自立とは依存先を増やすこと」ということばが広がっています。

障害学の世界から 第八十一回

長瀬 修「障害学国際セミナー二〇一八——台湾で「遊び」を論じる」

前回まで「障害者権利条約中華民国（台湾）初回報告総括所見」の連載が「資料」で続いていたのでこのコーナーはお休みになっていたのですが、復活したようです。外国の情報に疎いわたしにはとてもありがたいのです。

今回は「東アジアにおいて唯一の障害学の定期的な研究交流の場として、毎年開催される障害学国際セミナーがある。英文名称では、East Asia disability Studies Forum(東アジア障害学フォーラム)であり、こちらの方がより正確に「名は体を表す」のかもしれない。」というところで、その紹介です。

「開始された二〇一〇年時点では、日韓の障害学の連携を目指し、Korea Japan Disability Studies Forum だった。実際、日韓で交互に開催を続けた。韓国側は韓国障害学フォーラム、日本側は立命館大学生存学研究センター（立岩真也センター長）が主体となった。当時は立命館大学院生で現在は光州大学教員である鄭喜慶（ジョン ヒ ギョン）さんをキーパーソンとして（二〇〇三年に日本で）開始された。」「東アジアの学会レベルで見ると二〇〇三年に日本、二〇一五年に韓国、そして二〇一八年六月台湾でそれぞれ障害学会が設立されている。」 112P

障害者の権利条約とアジアの障害者 第三十二回

中西由起子「権利条約の政府報告⑦ 第二十四条 教育」

教育の問題は、日本政がインクルーシブ教育だと言いつのり原則分離教育をまだ続けていて、国連の人権委員会から繰り返し勧告を受けていること。そのようなところで、その日本と対比的に「アジアの「障害児」教育」に関する報告・論攷をすすめてもらったら、ありがたかったのですが。いつもの・・・

季節風

栗原 久「不適切算入問題を機に、公務労働における障害者雇用を考える」

「障害者雇用率の不適切算入問題は、国・地方併せて七七〇〇人もの「水増し」が明らかにになる事態になった。」というところで、この問題を掘り下げて論攷しています。

片岡次雄「吹田市の「塩田裁判」報告——成年後見制度の欠格条項で失職」

表題にあるように、成年後見人制度で「保佐」の審判受けたことで、欠格条項にあたりと雇い止めを受けて失職したという信じられない話です。

矢作美恵子「キャッシュカードは突然に——言葉でコミュニケーションしない人の意思確認とは」

本人の意思確認の問題でキャッシュカードの再発行の手続きができない、スムーズに進まないという、制度の不備の問題。どうして、いろんなひとがいるということを考えて制度設計できないのか、という問題です。

社会を変える対話——優生思想を遊歩する

結城幸司×安積遊歩「優生思想を超えていく仲間として ～アイヌ民族～」

北海道の手話言語条例制定時に、言語保障の問題から、アイヌ語とそこから波及してアイヌのひとたちへの補償が問題になっていたようです。

遊歩「私は、優生思想というのは、障害をもつ人だけでなく、人種や民族にかけられた差別でもあると思っています。」 122P

結城「一九九七年に北海道旧土人保護法がアイヌ文化振興法に入れ替えられて、アイヌということで身分や教育の上で差別してきたことをはっきりすることなく、アイヌ＝アイヌ文化とだけ強調されるようになってしまいました。」 122P

結城「ニュージーランドはマオリの人たちに対する謝罪が今も部族ごとに行われているし、オーストラリアでは一九八〇年代に「ジェネレーション・アィムソーリー」というアボリジニの人たちに対する謝罪が行われました。お金の心配をしなくてもよくなったことは大きなことではあるけれど、それよりも私たちは勝手に「旧土人」にされ、想像力を奪われ、その上で日本人たちの勝手な仕方ですべて封じ込められた。その根源に対する謝罪を

政府がしないと新しい時代は来ないわけです。そこが核だと思います。」 123-4P

結城「旧土人学校では、日本人以上に優秀になってはいけないということで、数年遅れた授業をされたそうです。」 124P

遊歩「結城さんは、おばあちゃんから伝えられた神話の世界と、お父さんがされていたアイヌ解放運動の間で、今はアイヌアートプロジェクトを立ち上げ、三十人近いメンバーで活動されています。」 126P

結城「この平等になった世界の中で、地球人たちは、宇宙人をやっつけろとは言わないんだよ、もっと良い世の中をつくろう、違う文化でいいんだから、新しい文化をつくろうよとすることができるんです。どっちかを無視し続けることもできないし、ずっと宇宙人を恨み続けるのは、僕のエンジンではないので、この話で想像力を取り戻して欲しいと思っているのです。」 126P

現場からのレポート

大谷恭子「保護者の意向に反して特別支援学校を就学強制できるか——川崎医療的ケア児の就学裁判から」

川崎で医療的ケア児が入学を拒否されたというところで起こした裁判に至るまでの経過、問題点を押さえる作業を弁護士（この裁判の担当弁護士は？）の大谷さんが書いています。

「障害者権利条約（以下、権利条約）を批准する直前であった二〇一三年九月、批准のための国内法整備の一環として、学校教育法施行令が改正された。我が国の障害のある子の義務教育の就学先決定は、障害の種類と程度によって原則分離別学としており、これは明らかにインクルーシブ教育に反するからだ。そして、保護者及び専門的知識を有する者の意見を聞いたうえで、障害の状態、必要な支援の内容、地域における教育体制の整備の状況その他の事情を勘案して「総合的に判断」すると改正され、同日発表された通知によって、保護者の意向は可能な限り尊重するとされた。これによって、原則統合とすることまでは認めなかったものの、「可能な限り」とはいえ保護者の教育（学校）選択権を保障したものにとらえられた。」 127P

「教育委員会の執拗な説得や無理解な専門家も多いなか、これらがどこまで保障されるのか危惧されていたところ、本年、まさにその危惧が現実となり、保護者が地域の学校への就学を希望したにもかかわらず、地区別支援学校に措置されてしまい、裁判で争わざるを得ない事態となった。」 127P

「原告は、医療的ケアを要する六歳の男児・和希君とその両親。被告は川崎市教委と神奈川県教委（訴訟上は市と県）。生まれつきの疾患を有していた和希君は、病院退院後は同世代の子とのかかわりの中で共に成長すべく、幼稚園で学び、地域の小学校への就学を楽しみにしていた。」 128P

「ここで明らかになったことは、教育相談が不十分であったこと、市教委の専門委員である医師が「支援学校適」と判断したこと、和希君の主治医の意見を聞いていないこと、合意形成の努力がなされていない等々であったが、市教委は以下のことを繰り返し述べた。①和希君の教育ニーズを満たすには専門的教育が必要、②安全な学校生活の観点から特別支援学校が適する（要旨）。／結局、県教委の助言にもかかわらず、合意形成に至らず、二十六日、市教委は県教委に学齢簿謄本を送付し、二十八日、県教委から県立特別支援学校の学校指定がされた。」 128-9

この後「裁判の争点」から、裁判の準備書面の要約的な文になっています。一連の文になっていて、切り抜くことが困難なので、関心のあるかたは、本を読んでください。

山本勝美「優生保護法下の強制不妊手術問題に挑んで——最前線からの報告（その二）」

（その一）と書かれた文ではなかったのですが、今に焦点になっていて、補償の超党派の議員連盟も作られ、連載になったようです。

最初に「優生保護法と優生手術の歴史」で、ナチスドイツの「断種法」やT4計画にふれ、戦後の優生保護法が議員立法で作られたこと、「優生保護法は、その後の「改正」により、遺伝性疾患以外の重度の精神・知的・身体障害のほか、ハンセン病患者もその対象とされました。しかも本人・保護者の承諾を得なくとも、「欺罔」を使ってでも手術強制できるとした結果、ナチスの断種法、戦前の国民優生法を大きく上回る数の人に、不妊手術と

人工妊娠中絶を強制しました。」「国は「優生手術は厳格な法的手続きに従って実施されてきた」とくり返し、合法性のみを強調してきました。この回答は実は「優生保護法は議員立法であって、行政府に責任はない」との言い逃れなのです。／現在、札幌、仙台、東京、大阪、神戸、熊本の六地裁で総勢一三名の被害者が国を相手に提訴しています。このように国賠訴訟の動きが広がった背景には、ほとんどの都道府県に国賠訴訟全国弁護団のネットワークが張られたことや、被害者が名乗り出るための全国一斉ホットライン（電話相談）の取り組みがあります。そして本年五月十七日には札幌、仙台（二人目）、東京で、九月二十八日には仙台、大阪、神戸の三カ所で一斉提訴がされました。」 139P

「最年少の被害者は、当時九歳の男女」 142P

「厳格な法手続に従い」と言うことが、そうではないはっきりした事例が出て、「この事実が公表されて以来、二度と聞かれなくなりました。」 142P

与党のワーキングチーム（WT）と超党派のプロジェクト・チーム（PT）が作られています。 142P

八幡隆司「災害大国日本、なぜ障害者の支援は進まないのか？」

著者は阪神淡路大震災のときに活動し、NPO法人ゆめ風基金災害支援に当たっているひとです。

「今年（もう昨年）六月に大阪北部地震、七月に西日本豪雨、九月に台風二一号が大阪を襲い、その後すぐに北海道で大地震が発生しました。」 145P で、文が始まり、いろいろ活動状況を報告しています。「真備町の多くの人は自宅一階部分で亡くなっています。二階への避難ができなかった人が障害者・高齢者に多くいます。」 146P と避難弱者の問題を取り上げています。「ダムの放流のタイミングや避難指示の出し方について問題がなかったのかを現在検証中です。みんなが寝ている時間帯の防災無線、豪雨の中のスピーカーでの呼びかけで本当に住民が避難できると思ったのでしょうか？」 148P と、災害時の避難弱者の問題をきちんとおさえていない人災としての性格をとらえています。「台風に備えたヘルパーの派遣体制」 149P、停電時の人工呼吸器の稼働問題、「避難行動要支援者名簿」の問題など、災害時の課題を出しています。あらためてきちんと整理していく必要があるのだと思います。

論文

木本 明「生活保護制度とその運用の在り方に対する問題提起——ニュージーランドの社会保障制度との比較から（下）」

二回に分けた論文の（下）です。生活保護の受付にいた立場から、制度の問題点を出してくれています。

くり返しでてくるのは、①生活保護の決定と金銭給付の担当②「自立助長ケースワーク」を担当③不正受給の防止や罰則の適用の担当、ということを一通りの担当者が担うことで起きてくる問題です。韓国は同じシステムようですが、ここで挙げているニュージーランドを始め、イギリス・・・ではちゃんと役割をわけているよう、でも、日本の縦割り行政ではきっと問題もでてくるのでしょう。今、少女への父親の虐待殺害事件が問題になっていて、母親へのDVと児童虐待が担当部署が違うことによって総体的にとらえられないことを指摘しているひとがいました。問題は、生活保護を水際で抑止しようとする、そもそも生活保護がなんたるかを押さえられない政治にあるのだと思います。この議論は、ベーシックインカムや基本生活保障の運動につなげていくことですが、三つの役割を分けるということも過程的には必要になっているのだとは言えるのだと思います。そもそも福祉とは何かというところを返しや、近代の人間観、世界観まで問題になっていくことだとわたしはとらえています。

最初に項を記し後に切り抜きメモを書きます。わたしは注目すべき文に鉛筆で線を引ながら読んでいて、この文には、かなり引いているので、切り抜きがむずかしく、本文を読んでください。というところなのですが、特に注目すべきところを切り抜いてみます。

「五 生活保護制度運用の実際の問題点」

6点あげています。

① 業務の加重負担

- ② 社会福祉の専門性の欠如
資格要件を軽くして「三科目主事」をおいたことなどによる専門性が欠如している事態
- ③ 「自立助長ケースワーク」の一律適用の誤り
- ④ 生活保護運用制度利用の「適格性(Eligibility)」の管理運用と「自立助長ケースワーク」と不正受給の防止の矛盾
「自立助長ケースワーク」と不正受給の防止は、明らかに、両立しない関係にあり、生活保護制度の利用者にとっても制度の運用者にとっても、それぞれの位置を根底から揺さぶられる両立のし難い矛盾になっている。」155P
- ⑤ 非対等な関係を前提とする「自立助長ケースワーク」の矛盾
「生活保護制度の利用者と生活保護制度運用従事者の関係は全く対等な関係とは言えず、「ソーシャルワーク」の基本を欠いている。」「公的扶助と結びついたケースワークは必ず対象者の人権を侵害する」(岸勇氏の指摘)ことから、生活保護制度運用に際して餓死者が出たり、「水際作戦」の横行や、生活保護制度運用従事者による生活保護費の横領やセクハラ行為が実際に行われている。」155P
- ⑥ 一般扶助主義のスティグマの強さと制度利用申請の難しさ
「ニュージーランド、イギリスでは、家賃の支払い困難に際しては「住宅手当給付(Accommodation Supplement)」、障害による生活困難に関しては「障害者給付(Disability Allowance)」を利用するというように、様々なカテゴリー別の社会保障給付(Benefits)を、社会手当方式で実施している。」「ニュージーランド、イギリスのカテゴリー別の「貧困」状態の手前の段階での社会手当方式による社会保障給付と、日本の「貧困」状態に陥ってからの制度利用では、後者のスティグマがより大きくなることは明らかである。」「日本の生活保護制度では、制度の発足から七十年近くが経過するのに、スティグマ軽減の工夫、資産調査の簡素化の措置も取り組まれていない。さらに厚生労働省は四五年間も生活保護制度の捕捉率を公表しなかった。こうした状況では、スティグマの強さと制度利用申請の難しさの改善は行われていない。」156P

「六 一九九三年の「福祉川柳」事件」

「一九九三年六月に、全国公的扶助研究会の前身の「公的扶助研究会全国連絡会」の機関誌『公的扶助研究』が、「第一回福祉川柳大賞」として福祉事務所の生活保護制度運用従事者による「福祉川柳」を掲載した。」156-7P 利用者を揶揄する川柳で、「障害者」の間でも問題になって、編集者を呼んで対話がありました。

「七 厚生労働省と全国公的扶助研究会」

(小山進次郎)「最低限の保障と共に、自立の助長ということを目的の中に含めたのは『人をして人にたるに値する存在』たらしめるには単にその最低生活を維持させるというだけでは十分ではない。」158P・・・ナチスの「生きるに値しないいのち」の抹殺と発想が同じ(厚生労働省の通知「平成十七年度における自立支援プログラムの基本方針について」)「すべての被保護者は、自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱えているものと考えられ、・・・」159P これに対して著者は「厚生労働省の生活保護制度の利用者に対する「特別視」或いは「不遜さ」はどこから来ているのであろうか。」160P と書いて、次項につなげています。

「八 「岸・仲村論争」

仲村健一さんが前出の小川理論と共鳴しつつ自立論を展開していて、それを岸勇さんが、「公的扶助と結びついたケースは必ず当事者の人権を侵害する。」という観点から批判しています。

岸さんが仲村さん批判の中で、小川さんの言説を引用しています。「凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。その内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而してその人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である」161P・・・これは、今、「障害者」の中で広がっている自立論―「自立とは依存先を増やすこと」や竹内章郎さんの「能力を個人がもつものと考えない」というところから批判していく必要を感じています。

「九 生活保護制度運用従事者への裁量権限の集中と一二三号通知」

「実際には、三二・一％という低捕捉率を引き上げていく姿勢は示していない。むしろ「生

活保護バッシング」を背景に、生活扶助の根拠なき切り下げを行う状況にあって、これ以上、生活保護制度が所得保障の最終的なセーフティネットとしての役割の放棄を続けることは許されない。」「金銭給付の実施に際する「適格性 (Eligibility)」審査の運営管理業務を、「自立助長ケースワーク」と意図的に混在させ、金銭給付の権限を背景に実施される「自立助長ケースワーク」を「ソーシャルワーク」であるとする理解を促し、挙句、この国の「ソーシャルワーク」理解の在り方までを混乱させてきた、生活保護制度とその制度運用の特異性が、実は厚労省のいう「保護の適正化」＝「保護の引締め」＝生活保護制度の所得保障制度としての最終的なセーフティネットの役割放棄のための巧みな「仕組み」になっていることである。」164P

「十 ニュージーランド社会保障給付(Benefits)制度とその適用」

本文の中ですでに少しずつ引用されてきたのですが5点項目を挙げて書いています。これは著者が書いてきた日本の三点セット批判になっています。①ケースマネージャーのサービスセンター②ケースマネージャーの役割③求職関係の担当者 (Employment co-ordinators, Work brokers) の役割④ソーシャルワーク援助者 (Partners) の役割⑤不正受給の防止・罰則適用を担う調査担当者 (Investigator) の役割

「十一 生活保護制度とその運用の在り方に関する提案」

著者の論攷をまとめた提案で、3点の項目で出しています。

① 日本の特徴＝担当者への役割の集中

② 生活保護制度運用従事者としての実感

(桜井啓太)『自立って口やかましく言われたい権利』とか『寄り添われたりつきまわられたりしない領域』のことをそろそろ真剣に考えないといけないと思う。人の尊厳を語るのだったら、『放っておかれる権利』や『愚行権』って必要なこと』171P

③ 生活保護制度とその運用の在り方の改善の提案

これは7点出しています。「(i)生活保護制度運用従事者の専門性の欠如を解消すること(一般的行政事務職員の短期間配置から福祉職職員の配置へ)／(ii)業務の過重負担を解消すること／(iii)「自立助長ケースワーク」の一律適用を改めること／(iv)敷居の高い一般扶養主義のスティグマの強さを解消するためにカテゴリー別給付として社会手当の要素を強めること／(v)国庫負担を一〇〇%とすること／(vi)国籍要件を外すこと／(vii)生活保護制度運用従事者に上記①・②・③の役割を全て担わせる運用の在り方を改めること」171P

最後のまとめの文「なぜ困っている人を助けなければならないのか？」という問いに対して、「私もあなたも他の会ったこともない誰かも、誰も自己完結などしておらず、他者があって私がいる」(桜井)と明確に答えられるような、「自立助長」、「自立援助」に偏らずに、ナショナル・ミニマムを実現する社会保障制度へと、生活保護制度とその制度運用を変革していくことは喫緊の課題である。」

「注 18」で、岸勇著／野本三吉編『公的扶助の戦後史』明石書店からの引用「資本の論理が支配する資本制国家においては、救貧制度は、その形態がいかに変わろうと、その非民主主義的本質は基本的に変わることはないだろう。」175P・・・資本主義が資本主義である限り、スティグマの貼られない生活保護制度はあり得ない。恩恵としての福祉から抜け出せない。

[※要約するに当たって、数字の記号を変えています。また、引用では、傍線など省略しています。]

編集後記

新しく入った編集スタッフの文です。『五体不満足』を書いた乙武さんが、「乙武クン」とか呼ばれ、また感動ポルノの共犯者であると同時に一番の被害者になっているという指摘をしています。

映像鑑賞メモ

たわしの映像鑑賞メモ 026

・湯浅弘章監督／押見修造原作「志乃ちゃんは自分の名前が言えない」 2017

この映画は、ビデオ・オンデマンドで観ました。

主人公は「志乃ちゃん」、「吃音」の女子高校生、入学して最初の自己紹介のとき、自分の順番が回ってくるまえにすでに胸がドキドキ、そしていよいよ順番、自分の名前が言えないでもがきます。この重い空気、わたしの思春期の思い出と重なって、むねが締め付けられる思いになりました。

さて、この映画は実は主人公は三人、ひとり「志乃ちゃん」、後は音楽好きのちょっと自分の世界に生きている女子高生加代、もうひとは、最初「志乃ちゃん」や加代をからかっていたおちゃらけの強、かなり周りから浮いている存在。三人とも、何か生きがたさを抱えこまされている高校生の青春物語です。

「志乃ちゃん」は担任の先生に友達を作りなさいと言われて、自分に近い存在を感じて、加代に近づきます。それで、加代に誘われて家に行きます。加代は音楽好きで、CDとかたくさんもっていて、ギターもやるのだけど、かなり「オンチ」、それを志乃は思わず笑ってしまいます。後で、「自分の吃音を笑わなかったのに、自分は笑ってしまっ」と、一生懸命謝ります。それで、志乃と加代は、「しのかよ」のバンドをくんで、高校の文化祭に参加しようと路上ライブとか始めます。そこに、強が自分も参加させてと割り込みます。志乃は強にからかわれたこともあって、それと加代と強がスムーズに話していることに入りこめず、そして、強からからかわれたことの痛みから、そして恋愛的な三角関係の嫉妬も含んで、バンドから抜け出します。結局、加代は志乃の思いを組んで、強を入れず、ひとりで文化祭に出ます。その演奏をして、終わったところに会場に来て、志乃がこの映画のタイトルになっていることばを叫びます。「わたしは、自分の名前が言えない」。これは一種の「吃音者宣言」。だけど最初の一步の「宣言」。この映画の最後は、三人が学校の昼食の時間に、志乃が教室で一人で食事をし、加代は屋上でギターを弾いています。強は、志乃が以前いつもひとりで食事していた場所でひとりで食事をしているというところで終わります。ハッピーエンドではなく、きちんと被差別の現実を生きるという終わり方にむしろ、うそっぽさがないのです。でも、三人が、もしくは二人で、また一緒に動き始めるかな、という思いを観ているひとに思わせて、この映画は終わります。ひとの特に思春期の揺れ動く思いを描いた心打つ映画です。

さて、わたし自身の「吃音者」の立場からのコメント、以前はこんなつらい映画は観れなかったのですが、いろんな思いを抱きながら観れました。

この映画は、「原作者がこの話は、自らの体験に根ざして」ということがあり、それなりにちゃんと「吃音」ということをとらえ返しているのですが、「吃音者」の当事者の全国組織、全国言友会連絡協議会の協力で作られています。で、吃音の随伴行動とか、教師が「頑張って」という「吃音者」に対する禁句を志乃に言うとか、志乃の母親が催眠療法の勧めをするシーンとか、「吃音」とりまく諸情況を描いています(少し、こういう「吃音のパターン」はないだろうと思ったところはありませんが)。また、加代が志乃に筆談の勧めをすることなど、かなり「吃音者」に好意的です(ただし、志乃がしゃべることにこだわり続ける

ことは、今の社会に、二つの言語規範があるからです。ひとつは、ひとは音声言語では話すべきだ。もうひとつは、ある一定以上の流暢性が求められるということです。

わたしは、一応自身の「吃音者宣言」を書いて「障害者運動」の出発点に立っています。けれど、深層心理的には「吃音の否定性」から抜け出せていません。この社会に存在する、言語規範がなくなる限り、完全に抜け出すことなどあり得ないと思ってもいます。

この映画をみて思い起こした思春期のトラウマのようなことをひきずりながらわたし自身が生き、そして若い「吃音者」が楽にいける社会作りというところで動き続けて行くことだと、わたしは思いを新たにしました。そこに至りついていない、「吃音者」にはちょっとつらい映画になっているかなとも思いますが、とにかく、とらえにくくなっている「吃音者」のことを知らせめ、そして新たな関係を築いていくことが、なんとなく感じられる良い映画ではとも思っています。

(編集後記)

◆今回も、少し遅れましたが、月刊ペースでの発行になりました。読書メモの量が増えて、先送りしているの、早く出さないと追いつかなくなり、しばらくは月刊になります。もう少しページ数を減らしたいのですが、まさか週刊化にはできないし、なんとか調整しながら発刊続けます。

◆8回目の3月がやってきました。経団連の会長が、原発反対の運動をエモーショナルな運動といい、原発は科学技術的にも必要だ、という趣旨の発言していました。フクシマの事故を忘れたのでしょうか？ まだ避難生活をしているひとの苦しみは当然エモーショナルにならざるをえません。だいたいエモーショナルといっても、怒りをむしろ抑え込んでいます。この発言は、ひとの痛みがとらえられない、余りにもひどい発言です。それに、アベ首相も世界に誇る原発技術などと言っているのですが、それなら、なぜ事故が起きたのでしょうか？ 逆に言うと、とても使えない技術なのです。個別の資本家が「我が亡き後に洪水は来たれ」と、後のことは知らぬと金儲け主義に走るのですが、連合会の会長も、この国の首相に合わせて、未来のこと、子や孫のことは知らぬというエゴイズムに走るのでしょうか？

◆永田町の政治が、何度も、うそとごまかしに塗り固められた政治の繰り返しになっています。アベノミクスの破綻が言われて久しくなっていたのですが、数字的におかしな数字が出てくると思っていたら、忖度する官僚がいろいろ操作していたという話。とうとうここまで来たのかという話です。

◆永田町の政治に似せて、地方の政治もむちゃくちゃな政治が起きています。究極の暴言一パワハラ発言で首長を辞任したのですが、立候補してきました。それはまたひとり、ひどい政治家がいるという話なのですが、差別の問題に関わっているひとが、そのひとが、自分の関わっていることに貢献していたからと擁護するコメントをSNSに書き込みして

いるのです。そもそも、パワハラとか暴言とか、ひとが傷つくということをとらえられない中で、被差別者同士の対立の構造が生み出されるのです。どうしてこんなエゴイズムというか、差別の構造ということがとらえられないことが、繰り返されるのか、また文章化していきます。

◆巻頭言、「通信」72の巻頭言、補説的断章28「障害の関係モデルの定立のために一障害問題のパラダイム転換をなしきるために一」の付録としてのエクセル表を、「視覚障害者」へのユニバーサルデザイン化ができず、一緒に掲載できませんでした。まだ、「視覚障害者」へのユニバーサルデザイン化がよくわかっていないのですが、とりあえずこういう形で出してみました。表は「晴眼者」には、見やすくなるのですが、逆に起きてくる問題があります。物象化の問題です。ここは、限定されたひとにせよ、分かりやすさを求めて、あえて表にしてみました。ユニバーサルデザインは、ひとつの分かりやすさではなく、分かりやすさを求めて、いろんな形で出していくことではないかとも思っています。

内容的には、関係モデルの宣揚です。いろんな形で突き出していきます。

◆「読書メモ」は、『福祉労働』のまとめ読み第2弾です。やっと現況においつきました。まとめ読みするにあたって、今回は目次に合わせてメモをつけていったかなりな分量になりました。行間を詰めていて、読みにくくなってすみません。

今回の一連の読み込み、新たな境地をつかんだような気になっています。こういう形でメモを作っていけたらいいのですが、とても時間がとれません。

◆映像鑑賞メモは、ちょうど今、読んでいる立岩さんの本の中に「吃音」という文字をみつけ、たまたま、オンデマンドで流していたのをみました。吃音体験がよみがえってきて、深層心理的に形成されているトラウマの深さを感じていました。ひとは眉の上げ下げだけでも、傷つくのです。もっと微細な「吃音」体験を文章化していかななくてはと、また仕事とが増えていきます。

実は、「吃音」関係の映像がもう一本ありました。日本テレビ「ドキュメント'19 吃音で就活、挑戦 80 社」2019.3.4 0:55~1:31 です。昔、「吃音矯正所」というところがあったのですが、今もまだ、「吃音が努力によってなんとかなる」という幻想が続いているようで、卒業間近の学生がそこへ通いつつ、就活をしている話と、同じところに通っている「吃音者」が、友人の結婚式でスピーチを頼まれて、小学生の娘に励まされて練習を重ね、なんとかやりきるとい話です。何か「葛藤のエンドレステープ」を観るような思いになりました。で、メモにはしませんでした。この「葛藤」から抜け出す途を、わたしは提起してきたのですが、ちゃんと届ける作業をしていかななくてはとの思いを強くしました。

今回の番号は「026」ですが、「025」をすでに書いていたのですが、内容を合わせ、読書計画の歴史関係のメモの時に一緒に出します。

◆ホームページの整理と充実にとりかかっています。なんとか5月には読みやすい、検索しやすい、ホームページにしたいと思っています。

反障害－反差別研究会

■ 会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論していきたいと考えていきます。

■ 連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害－反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>